

# 開発事業に関する技術基準

# 目 次

## 趣 旨

- 第 1 章 道路築造
  - 第 2 章 排水施設
  - 第 3 章 上下水道施設
  - 第 4 章 公園・緑地
  - 第 5 章 駐車・駐輪施設
  - 第 6 章 ごみ集積所
- 

雨水浸透処理に関する指導指針

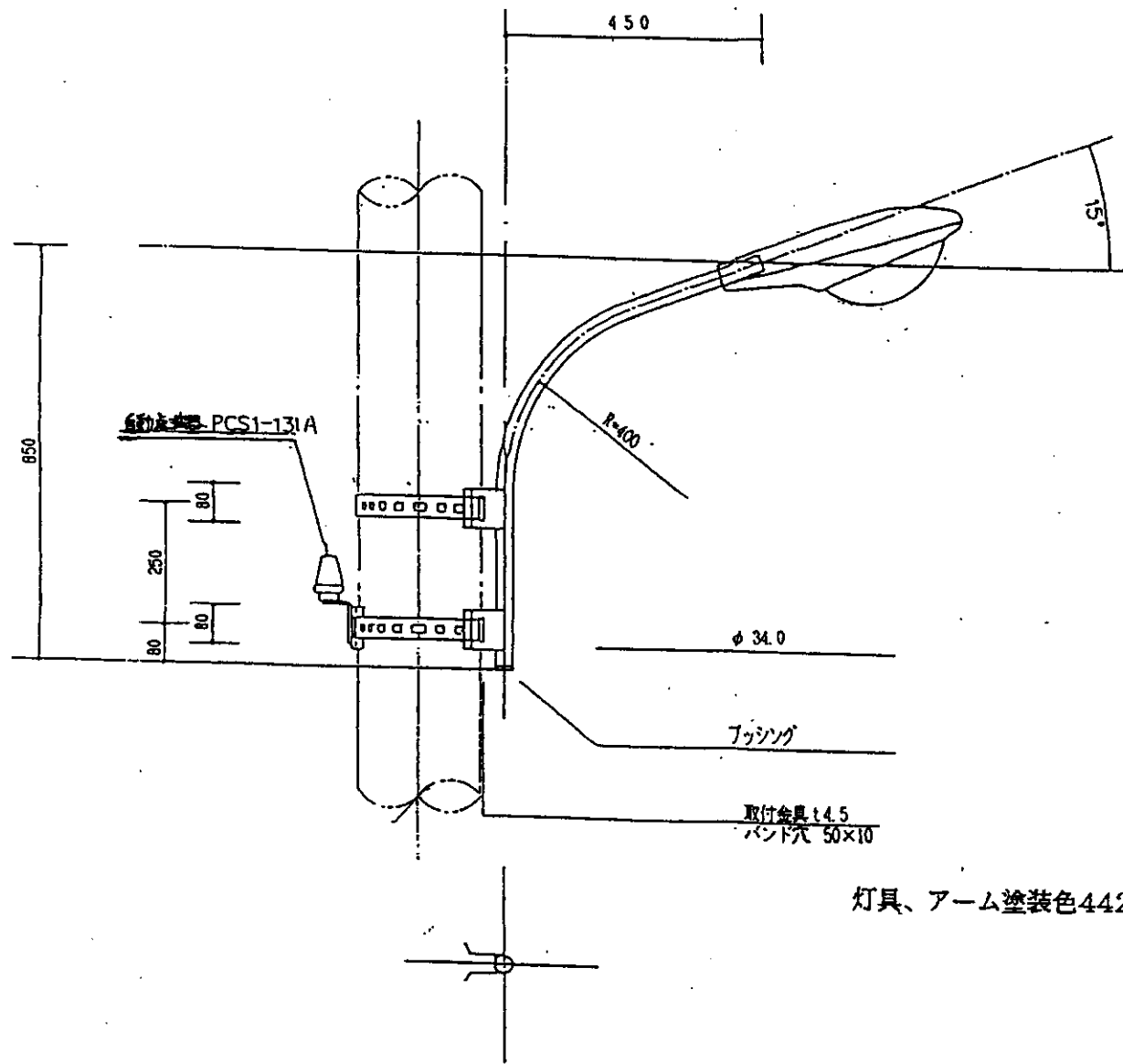
朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針

## 主 旨

この基準は、埼玉県で定める基準のほか朝霞市に提出する開発事業申請図書の審査を行うため必要な技術的細目を定めるものとする。

## 第 1 章 道 路 築 造

- (1) 開発区域内及び関連区域で市が指定する箇所は全部舗装とし、縦断勾配が9%を超える場合は「すべり止め舗装」としなければならない。
- (2) 道路の両側には側溝を設け、流末の接続は関係機関と協議し、側溝はU字溝又はL型溝による集水排水とし、20m以内に1ヶ所の割合で雨水枳を設置しなければならない。また、斜面地等必要に応じて横断グレーチング（細目、ボルト止）を設置するものとする。
- (3) 道路の法面には、崩壊防止施設及び必要に応じて交通安全のための防護柵を設けなければならない。
- (4) 電柱等は、道路内に設置してはならない。
- (5) 道路の交差点及び見通しの悪い箇所には、カーブミラーを設置しなければならない。
- (6) 幅員6m以内の道路築造に関する舗装組成は、市の基準による設計厚（標準断面図参照）あるいは、設計C・B・R試験に決定しなければならない。
- (7) すみ切りについては、別表2より設けなければならない。
- (8) 必要な箇所に道路照明灯を設置すること。



灯具、アーム塗装色442(グリーン)

名称/TITLE	電柱共架アーム MRB-142T(100W)装柱図
図番号/DRAWING NO	1 TF3-H4365A

# 道路照明灯帰属申請書

平成 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 宛

事業者住所  
事業者名  
連絡先  
担当

印

朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱の指導に基づき、  
下記のとおり道路照明灯を設置しましたので帰属いたしたく申請いたします。

記

1. 道路照明灯 .....基 .....W  
(内東電供架柱 基・独立柱 基)
2. 設置場所 朝霞市
3. 電柱番号 .....  
.....
4. 添付書類 案内図、設置箇所平面図、電気代領収書

## 第 2 章 排 水 施 設

### 1. 雨水排水計画

- (1) 雨水排水量は、開発区域内の雨水排水量及び開発区域外から流入する雨水量を考慮したものでなければならない。
- (2) 雨水排水量の算出方法は、次の式により算出されたものでなければならない。

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水排水量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 集水面積 (ha)

- ① 流出係数 C は、次の基準による。

不浸透面・道路面等	0.95
透水性アスコン等	0.50
浸透面の芝生・砂利面等	0.30

- ② 降雨強度 I は、次の基準による。

$$I = \frac{5000}{10 + 40} = 100$$

- (3) 開発前の雨水排水量は、流出係数 0.3 で算出し、開発後の雨水流出量は、建物（屋根）部分については雨水浸透処理に関する指導指針等により処理しなければならない。また、残地についても各々雨水流出量を算出し、開発後の雨水排水量が開発前の雨水流出量を上回った場合は、その上回った量に対する調整池を設置、または雨水浸透処理に関する指導指針等により処理しなければならない。

ただし、当該区域周辺に雨水排水施設がない場合については、市の指示により下水道管渠を整備するか、雨水浸透処理に関する指導指針等により処理しなければならない。

(4) 開発面積 500 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満の土地における雨水排水計画は、「雨水浸透処理に関する指導指針」によらなければならない。

〔設例 1〕	開発面積	2, 000 m <sup>2</sup>
	建築（屋根）面積	900 m <sup>2</sup>
	駐車場（透水性アスコン）	1, 100 m <sup>2</sup>

○開発前総流出雨水量

建物（屋根）部分 900 m<sup>2</sup>の雨水は、浸透トレンチ管により地下に浸透処理しなければならない。

$$Q = 1 / 360 \times 0.3 \times 100 \times 0.2 \\ = 0.01667 \text{ m}^3 / \text{sec}$$

○開発後総流出雨水量

開発面積 (2,000 m<sup>2</sup>) — 建築面積 (900 m<sup>2</sup>) = 1,100 m<sup>2</sup>

駐車場部分  $Q = 1 / 360 \times 0.5 \times 100 \times 0.11 = 0.01528 \text{ m}^3 / \text{sec}$

開発前 0.01667 > 開発後 0.01528

よって駐車場部分の雨水排水については、直接放流が可となる。（雨水本管がある場合のみ）

〔設例 2〕	開発面積	2, 000 m <sup>2</sup>
	建築（屋根）面積	700 m <sup>2</sup>
	不浸透面積	100 m <sup>2</sup>
	駐車場（透水性アスコン）	1, 000 m <sup>2</sup>
	緑地面積	200 m <sup>2</sup>

○開発前総流出雨水量

$$Q = 1 / 360 \times 0.3 \times 100 \times 0.2 \\ = 0.01667 \text{ m}^3 / \text{sec}$$

○開発後総流出雨水量

開発面積 (2,000 m<sup>2</sup>) — 建築面積 (700 m<sup>2</sup>) = 1,300 m<sup>2</sup>

不浸透部分  $Q 1 = 1 / 360 \times 0.95 \times 100 \times 0.01 \\ = 0.00264 \text{ m}^3 / \text{sec}$

駐車場部分  $Q 2 = 1 / 360 \times 0.5 \times 100 \times 0.1 \\ = 0.01389 \text{ m}^3 / \text{sec}$

緑地部分  $Q 3 = 1 / 360 \times 0.3 \times 100 \times 0.02 \\ = 0.00167 \text{ m}^3 / \text{sec}$

開発後総流出雨水量は

$$Q 1 + Q 2 + Q 3 = 0.0182 \text{ m}^3 / \text{sec}$$

開発前 0.01667 < 開発後 0.0182

0.0182 - 0.01667 = 0.00153 m<sup>3</sup> / sec の流出分を浸透処理する。

$$0.00153 = 1 / 360 \times 1 \times 100 \times A$$

→(Q = 1 / 360 · C · I · A の式に当てはめる)

$$A = 0.00153 \times 360 \div 100$$

$$= 0.00551 \text{ha}$$

よって建物（屋根）部分 700 m<sup>2</sup>及び開発前の流出雨水量を上回る面積に相当する雨水量については、浸透トレンチ管により地下に浸透処理をしなければならない。

## 2. 調整池計画

- (1) 開発面積が、10,000 m<sup>2</sup>以上の場合、調整池を当該開発区域内に設置しなければならない。ただし、10,000 m<sup>2</sup>未満であっても、「雨水浸透処理に適さない区域」においては、調整池等により計画し処理しなければならない。
- (2) 調整池の調整容量は、開発行為等に伴う雨水流出量増加分を調整できるものとしなければならない。

なお、遊水機能を保持している区域（湛水区域）における開発行為等については、事前に調整池容量について河川管理者の指示を受けなければならない。

- (3) 調整池容量は、次のとおりとしなければならない。

開発面積	1 ha 未満	500 m <sup>3</sup> /ha
開発面積	1 ha 以上	950 m <sup>3</sup> /ha

- (4) 調整池からの放流量は、1 ha 当たり毎秒 0.05 m<sup>3</sup>を最大とし、下流河川の流下能力に応じ決定しなければならない。
- (5) 放流規模の決定は、オリフィス式によらなければならない。

$$Q = C a \cdot A \cdot \sqrt{2gH}$$

C a : 流出係数 (0.6)

A : 放流断面積 (m<sup>2</sup>)

g : 重力加速度 (9.8m/Sec)

H : 落差 (m)

Q : 放流量 (m<sup>3</sup>/Sec)

# 雨水浸透処理に関する指導指針

## 1. 適用範囲

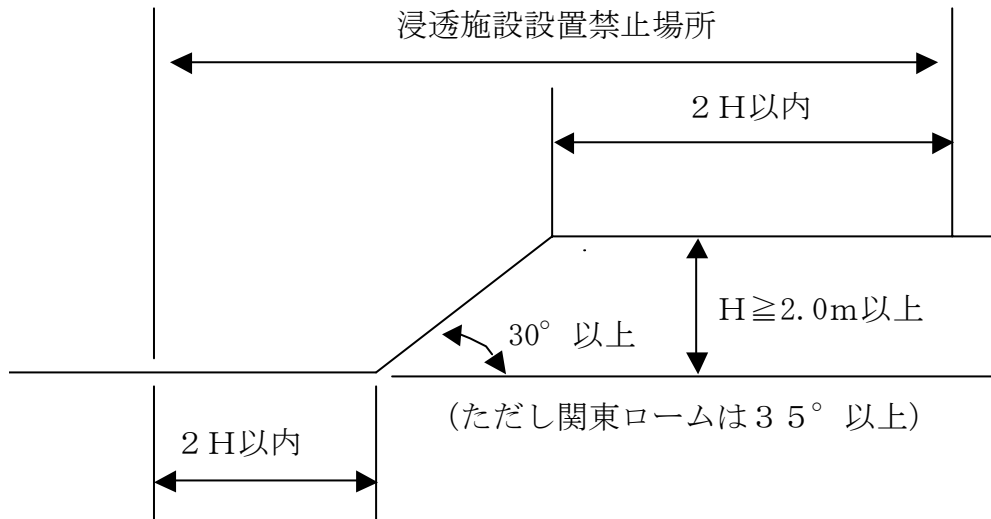
開発面積が 500 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満の場合

## 2. 検討事項

### (1) 施設計画の時

ア) 浸透水によって地すべり又は、崩壊が予想される場所では、雨水浸透による雨水処理計画は適さない。

### 斜面近傍の設置禁止計画の目安



イ) 雨水浸透施設が目詰まり防止の為、浸透させる水は屋根に降った雨水だけを浸透施設に導くように配管の計画を行う。

なお、路面排水等を浸透処理する場合は、目詰まり及び地下水等に与える影響を事前に調査するとともに、屋根雨水の浸透施設とは別に配管系統を計画すること。

### (2) 施工の時

- ア) 浸透面の保護に充分注意を払い、浸透能力を損なわないようにする。
- イ) 浸透柵及び浸透トレンチの埋戻土がトレンチなどの砕石中に混入しない様に十分注意する。
- ウ) 浸透施設流入口への接続箇所には、落葉等の流入を防止する為に網などのスクリーンを設置する。
- エ) 浸透施設末端は、最終雨水柵を設置し雨水管に接続する。但し、浸透

施設に必要な水深を減ずることのないように注意する。

オ) 浸透トレンチ内に充分雨水が行き渡るようにトレンチ内における透水管の配管に注意する。

### (3) 維持管理

ア) 梅雨、台風シーズン前には、雨水枳のスクリーン等に溜まった落葉等の清掃を行う。

イ) 路面排水等を浸透処理する場合は、目詰まり及び地下水等に与える影響について追跡調査する。

## 3. 浸透トレンチ管施設規模の決定方法

(1) 屋根排水のみを、浸透トレンチ管により処理する。

(2) 計画水深の決定

施工場所の状態によって計画水深を 1.0m 又は 1.3m のどちらかに決定する。

(3) 建築面積から必要な浸透面積を求める。

ア) 計画水深  $H = 1.0\text{m}$  の場合

$$A = 334 \cdot S_r$$

イ) 計画水深  $H = 1.3\text{m}$  の場合

$$A = 257 \cdot S_r$$

$S_r$  → 雨水処理対象面積 (建築面積 = 単位ヘクタール)

$A$  → 必要な浸透面積

(4) 必要な浸透トレンチの長さを求める。

$$\text{浸透トレンチの長さ} = \frac{\text{必要な浸透面積}(A) - (\text{浸透枳がある場合その底面積})}{\text{トレンチ幅 (通常 } 0.5\text{m} \sim 1.0\text{m} \text{ に設定)}}$$

## 浸透トレンチ管施設規模計算書

建築主	住所			
	氏名		TEL	
設計者	住所			
	氏名		TEL	
申請地番	朝霞市			
敷地面積		m <sup>2</sup>	主要用途	
建築面積		m <sup>2</sup>	構造・規模	造 階

1) 計画水深

1.0 m                       1.3 m

※ どちらかに、チェックをする。

2) 必要な浸透面積 (A)

$$\begin{array}{c}
 \downarrow \\
 \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2 = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{ ヘクタール}
 \end{array}$$

$\uparrow$   
 建築面積をヘクタールに換算する。  
 (1ヘクタール=10,000 m<sup>2</sup>)

計画水深が 1.0m の場合は 334 と記入する。  
 計画水深が 1.3m の場合は 257 と記入する。

3) 必要なトレンチ管の長さ

$$\begin{array}{c}
 \downarrow \qquad \qquad \qquad \downarrow \qquad \qquad \qquad \downarrow \\
 \underline{\hspace{2cm}} \text{ m} = \frac{\underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2 - \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2}{\underline{\hspace{2cm}} \text{ m}}
 \end{array}$$

必要な浸透面積(A)

↓

浸透柵がある場合底面積の合計

$\uparrow$   
 トレンチ幅

- 4) ① 布設する浸透トレンチ管の長さ        m > 必要なトレンチの長さ        m  
 ② 布設する浸透柵の 1 個当たりの底面積        m<sup>2</sup> 合計        個        m<sup>2</sup>

5) 浸透トレンチ管（柵）布設計画位置図



※トレンチ柵の大きさ及び深さ、トレンチ管の延長及び管径記入のこと。



### 3. 汚水排水計画

- (1) 汚水量の算定基礎となる原単位は、市の公共下水道計画における原単位を使用しなければならない。

#### 生活排水量原単位

項目	排水量原単位 (ℓ/人・日)
日平均	340ℓ
日最大	440ℓ
時間最大	660ℓ

- (2) 予定建築物が工場等で多量の排水が予想されるものにあつては、用途・規模等に応じた適正な排水量が算定されているものでなければならない。
- (3) 排水施設の容量は、時間最大汚水量で算定されているものでなければならない。
- (4) 管渠の流下量はクッター公式、又は Manning 公式で計算されているものでなければならない。
- (5) 汚水量の処理対象人員の算定は、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」 J I S (A3302-2000) によらなければならない。
- (6) 下水道処理区域内における排水計画は、市の下水道計画に合致した流下方向としなければならない。
- また、排水設備等は下水道条例に従うものとしなければならない。

### 4. 排水設備の構造等

- (1) 管渠の最小径及び流速は、次のとおりとしなければならない。

項目	最小径	流速
污水管	200 mm	毎秒 0.6m~3.0m
雨水管	250 mm	毎秒 0.8m~3.0m

※ 布設する管渠については下水道課と協議すること。

- (2) 管径が変化する場合、又は2本の管渠が合流する場合の接合方法は、原則として管頂接合又は水面接合としなければならない。
- (3) 人孔深2 m以上及び雨水本管が合流するマンホールに設置する人孔蓋には口環ロック付き転落防止用梯子を設置しなければならない。
- (4) マンホール蓋は飛散防止のため圧力解放型と蝶番式及び不法投棄防止のため鍵付とする。道路のカーブや交差点付近及び傾斜地にマンホールを取り付ける場合は耐スリップ機能付きマンホール蓋を設置しなければならない。
- (5) 吐口の位置及び構造は、放流する河川の管理者と事前に十分協議して決定しなければならない。

- (6) 吐口は放流先の河川、水路等の護岸施設および河床を損なわない構造にし  
なければならない。
- (7) マンホール等の間隔は、次のとおりとしなければならない。

**マンホールの管きょ径別最大間隔**

管きょ径 (mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以上
最大間隔 (m)	75	100	150	200

- (8) 汚水管の断面決定における余裕率は、次のとおりとしなければならない。

管きょの内径	余 裕
700 mm未満	計画下水量の 100%
700 mm以上 1,650 mm未満	計画下水量の 50%以上 100%以下
1,650 mm以上 3,000 mm以下	計画下水量の 25%以上 50%以下

**5. 排水設備の規格**

- (1) 排水設備の管径及び勾配は、次表を基準とする。

〔汚 水〕

排水人口 (人)	管 径 (mm)	勾 配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

〔雨 水〕

排水面積 (㎡)	管 径 (mm)	勾 配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
600 以上 1500 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上
1500 以上	250 以上	100 分の 1 以上

- (2) 管の内径は、100 mm以上としなければならない。ただし延長が 3 m以下のものは 75 mmとすることができる。
- (3) 始点、会合点、勾配及び方向の変化点には、柵を設置しなければならない。
- (4) 柵の内径又は内のり及び深さは、次表を基準とする。

内径又は内のり (cm)	深 さ (cm)	会合可能本数
30 以上	60 以下	3 本
35 (36) 以上	90 以下	4 本
45 以上	120 以下	5 本
60 以上	150 以下	5 本以上
別 途 協 議	150 超えるもの	

(5) 雨水排水のどろ溜は、15cm以上としなければならない。

## 6. その他

(1) 排水取出し管については、官民境においてその土被りを85cm以上確保しなければならない。

(2) 大型の飲食店や工場、ガソリンスタンド、ディスポーザーシステム等を設置する場合などは下水道法に定める特定事業場、県の定める悪質排水施設に該当する可能性がありますので、別途下水道課と協議してください。

## 第3章 上水道施設

### 1. 配水管・給水管

(1) 布設する配水管及び給水管の口径・管種については、別途協議するものとする。

(2) 配水管から分岐する給水管の布設位置は、建築物等の配置を十分考慮して決定し、メーターについては、検針及び交換に際して支障のない位置に取付けるものとする。

(3) 使用しない既存の給水管は、撤去するものとする。

### 2. 増圧給水設備

(1) 増圧給水設備は、水道法に基づく給水装置の構造と材質に適合したもので、次の条件を満たすものでなければならない。

① 10階建てまでの建築物で世帯数は50戸までとする。

② 1日最大給水量50m<sup>3</sup>以下で、同時使用水量236ℓ/分(共同住宅の場合は260ℓ/分)以下とする。

③ 日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWAB130)」又は同等以上の性能を有するものとする。

(2) 増圧給水において分岐が可能な配水管は口径75mm以上200mm以下とし、分岐する給水引込み管は配水管口径の2ランク以下とする。

(3) 詳しくは、施設課で配布している「朝霞市直結給水システム実施基準」を参考にしてください。

### 3. 受水槽

(1) 受水槽を設置し、各戸の検針及び徴収を市に委託する建築物。

① 中高層建築物等の認定を受け、市と契約を締結しなければならない。

② 水道利用加入金は、子メーターの取付け個数及び口径によるものとし金額は朝霞市水道事業給水条例(以下「給水条例」という。)に定める額とする。

③ 親メーター及び子メーター並びに直結メーターは、貸与する。

④ 子メーター取付け場所の大きさは、縦60cm 横60cm以上で、奥行は45cm

以上とする。なお、開口扉はメーターの検針及び交換に際して支障のない大きさにすること。

- ⑤ パイプシャフト内の子メーターは、市の標準配管図のとおり配管すること。
- ⑥ ポンプが故障した際の非常用として、共用栓又は散水栓を直結メーターで設置しなければならない。

(2) 受水槽を設置し、直結メーターのみを取付ける建築物

- ① 水道利用加入金は、メーターの口径によるものとし、金額は給水条例に定める額とする。

(3) 容量・引込口径

- ① 共同住宅における受水槽容量は、計画一日使用水量の2分の1を有効に確保するものとする。計画一日使用水量の算定については、一人一日使用水量(260 リットル)×使用人員とし、使用人員の算定基礎は、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302-2000)」によるものとする。(例 延床面積70㎡×0.05=3.5人、3.5人に満たないときは3.5人とする、ただし、上限を6人とします。)なお、ワンルーム(1K・1DK)形式で延床面積25㎡未満については、1.5人とし、25㎡以上は2人とする。
- ② 共同住宅以外の用途については、日本水道協会発行の「水道施設設計指針」等を参考にするとともに、当該建築物の規模や用途を十分考慮して決定するものとする。
- ③ 引込口径と親メーターの口径は下記の表に定めたものとする。

受水槽の有効容量(㎡)	引込口径(mm)	メーター口径(mm)
13 未満	25	20
13 以上 16 ㎡未満	30	25
16 以上 28 ㎡未満	40	30
28 以上 56 ㎡未満	40	40
56 ㎡以上	別途計算	別途計算

(4) 施 工

- ① 受水槽に取付けるボールタップは、流量調整器付としなければならない。
- ② 受水槽以下の配管についても、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材料の基準に適合するものとする。
- ③ 配管は、凍結時に備え必要な保温を施すものとし、各系統ごとに表示しなければならない。
- ④ 系統別にバルブを取付けるとともに、子メーター上流部にメーター用ボール止水栓(伸縮型)、下流部にメーター用ボール逆止弁(伸縮型)を取付

けなければならない。

- ⑤ 水圧テストと十分な洗管を行い、子メーターを取付けるものとする。

水道利用加入金一覧表

(1戸当たり)

メーター口径 (mm)	水道利用 加入金 (円・税込)
13	126,000
20	262,500
25	525,000
30	892,500
40	1,701,000
50	2,908,500
75	7,875,000
100	14,553,000
150	18,186,000
200	24,255,000

中高層建築物等の取扱い

(1戸当たり)

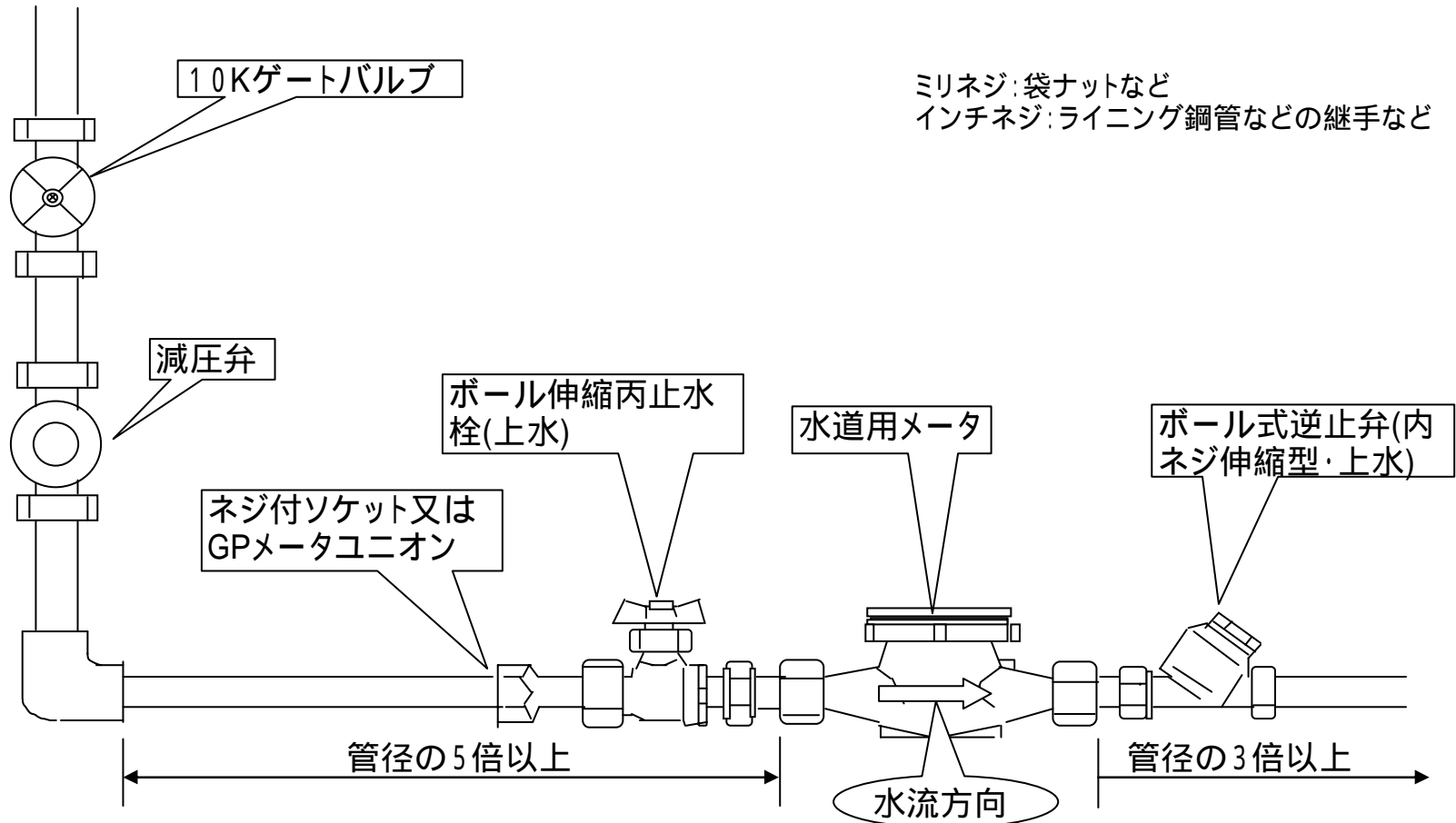
項 目	親メーター	子メーター	直 結 共用栓	受水槽 以 下 共用栓
水道利用加入金	不要	要	要	要
設計審査手数料	要	不要	要	不要
工事検査手数料	要	要	要	要

(5) 管 理

- ① 有効容量の合計が10 m<sup>3</sup>以下の受水槽(簡易専用水道以外の貯水槽水道)であっても設置者は、市で定める管理基準により適正に管理し、その管理の状況に関して検査を受けなければならない。
- ② 設置者は、受水槽が故障した際の対処方法について予め入居者等に周知しておかなければならない。

# 朝霞市標準配管図

## 特殊集団住宅子メーター



## 第 4 章 公園・緑地

- (1) 公園及び緑地の面積は、内接する面積をもって算出するものとする。
- (2) 公園内には、都市計画法及び都市公園法による公園施設等のほかは、設置してはならない。

## 第 5 章 駐車・駐輪施設

- (1) 駐車面積は、1 台あたり幅 2.5m・延長 5.0m としなければならない。ただし、機械式駐車場の場合はこの限りでない。
- (2) 駐輪施設は、1 台あたり幅 0.6m、延長 2.0m で算出しその位置を表示し、設置しなければならない。ただし、ラック式の場合については、その位置を表示し、設置するものとする。
- (3) 外来者用駐車場は、路面に外来者用である旨の表示し、入居者用は、通し番号を表示しなければならない。

## 第 6 章 ごみ集積所

### 1. 家庭ごみの集積所の構造等

#### (1) 共通要件

- ① 可燃物、不燃物、資源物を区分し、一括処理できるようにすること。
- ② 集積所の面積は、10 世帯未満は 2 m<sup>2</sup>以上、10 世帯以上は 1 世帯当たり 0.2 m<sup>2</sup>以上とする。但し、有効面積とする。
- ③ 集積所の形状は、長方形とすること。
- ④ ごみ集積所の詳細図(立面図、平面図)を添付すること。

#### (2) 共同住宅を開発する場合

- ① 床は土間コンクリート打とし、洗浄排水設備を設けること。
- ② 臭気が内部に滞留しないよう・排気口等の措置をすること。
- ③ 鳳雨を防ぐために、屋根を取り付けること。高さは 2.5 m 以上とし、前部にはり出さないようにすること。
- ④ 扉は、引き戸式とする。収集時の開口部が、幅 1.5 m 以上、高さ 2.0 m 以上になるようにするとともに、換気に十分留意すること。
- ⑤ 集積所内の高さ約 0.9 m の位置に、奥行き約 0.6 m の棚をつけること。

#### (3) 専用住宅を開発する場合

- ① 床は土間コンクリート打とすること。
- ② 三方をブロック積み等で囲むこと。(鉄筋入りコンクリートブロック造とする)

2. 上記以外の集積所とする場合は、別途協議するものとする。

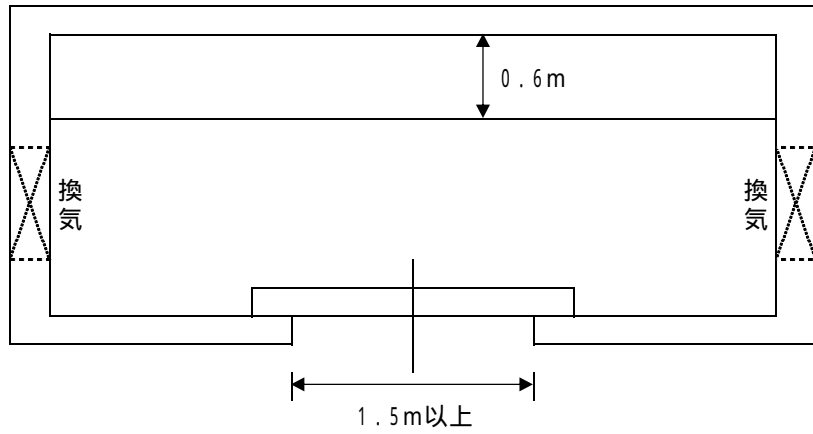
3. 事業所等のごみ集積所については、別途協議するものとする。

集積所レイアウト図については次ページ（参考）を参照のこと

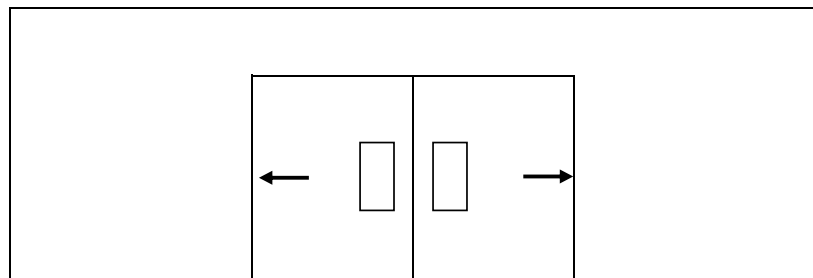
(参考)

共同住宅の場合

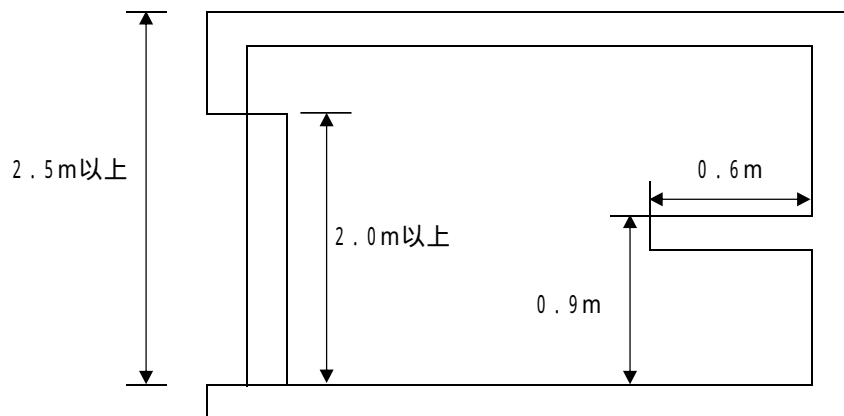
平面図



立面図

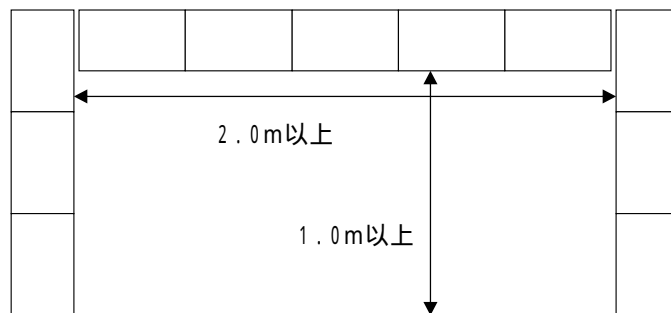


断面図

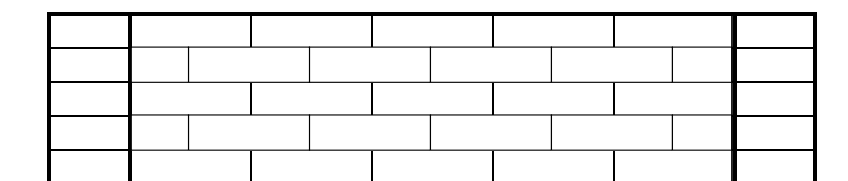


専用住宅の場合

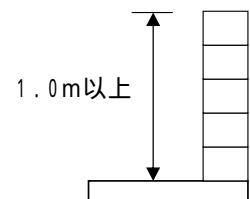
平面図



立面図



断面図



## 開発区域内すみ切り長の標準値

道路幅員	40m以上	20m以上	15m以上	12m以上	10m以上	8m以上	6m以上	4m以上
	40m未満	40m未満	20m未満	15m未満	12m未満	10m未満	8m未満	6m未満
40m以上	12 15 8					-	-	-
20m以上		10 12						
40m未満		8				-	-	-
15m以上			8					-
20m未満			10 6					
12m以上				6				-
15m未満				8 5				
10m以上	-							
12m未満								
8m以上						5		
10m未満	-	-				6 4		
6m以上								
8m未満	-	-						
4m以上								3
6m未満	-	-	-	-				4 2

(注)1 単位はメートル

上段 交差角 90°前後

中段 交差角 60°以下

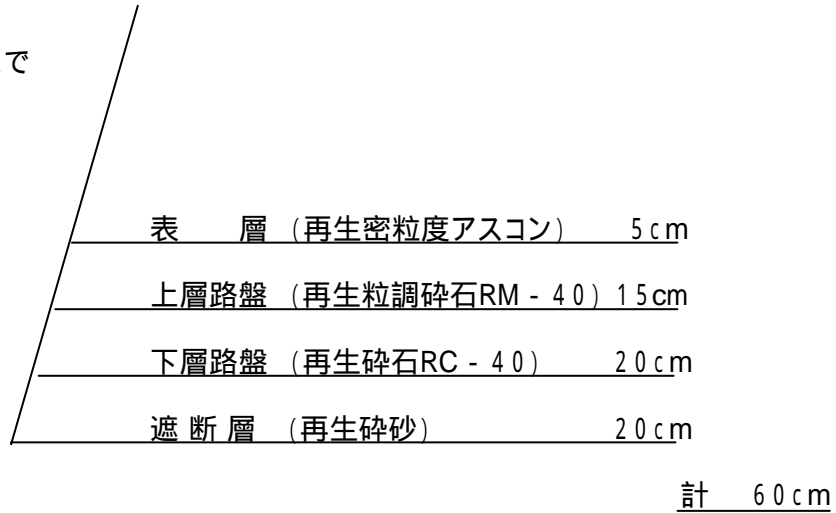
下段 交差角 120°以上

2 工業団地等で大型車の出入が見込まれる場合は、この表を適用しない。

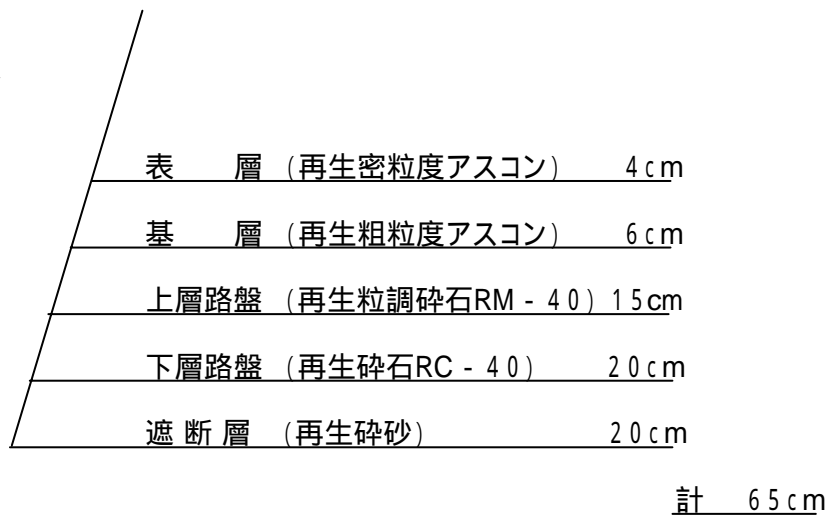
3 開発区域との接道のすみ切り長については、道路管理者と協議を要する。

# 標準断面図

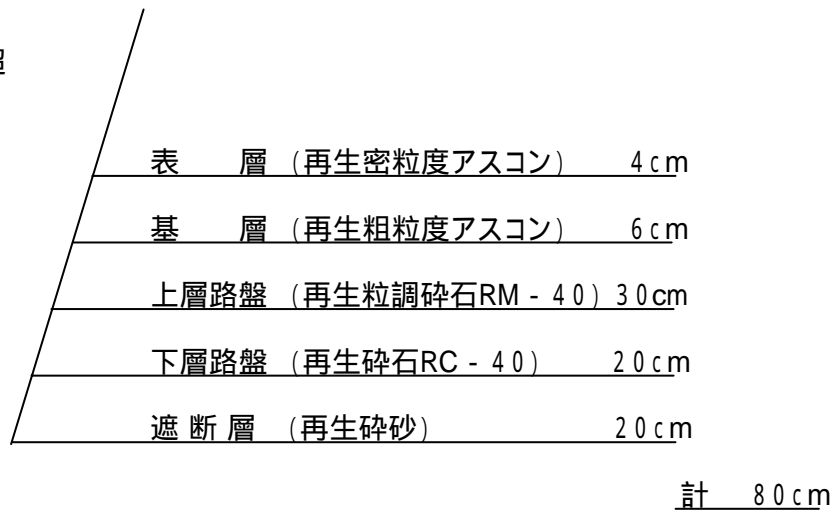
道路幅員 4.2mまで



道路幅員 4.2m超  
6mまで



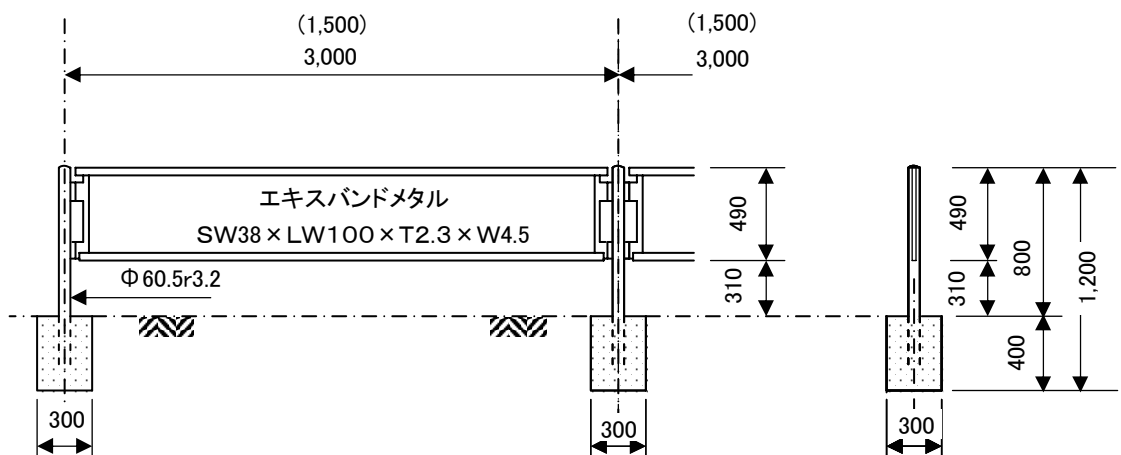
道路幅員 6.0m超



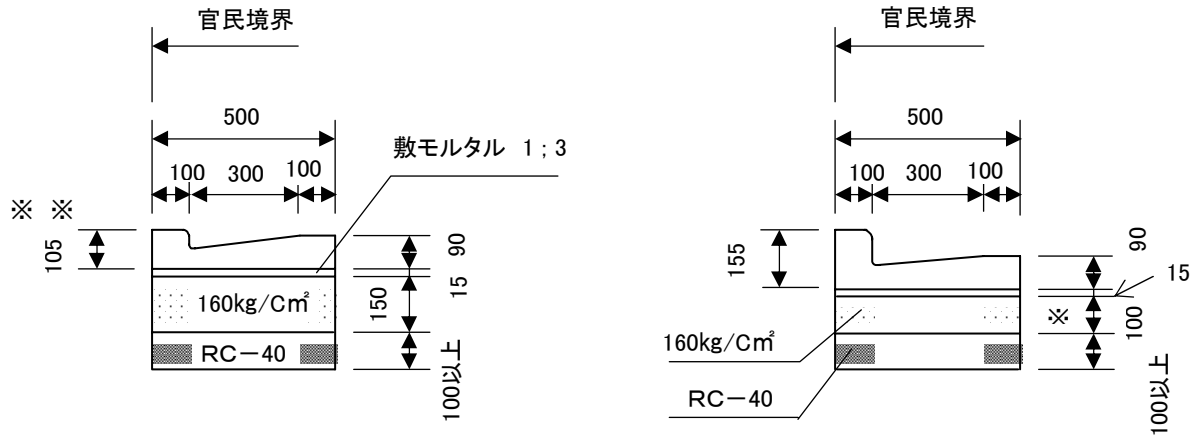
重 要 路 線

磨 耗 層 (再生密粒度アスコン)	4 c m
表 層 (再生密粒度アスコン)	5 c m
基 層 (再生粗粒度アスコン)	6 c m
上層路盤 (再生粒調碎石RM - 40)	30 c m
下層路盤 (再生碎石RC - 40)	20 c m
遮 断 層 (再生碎砂)	20 c m
計	85 c m

## エキスバンド型横断防止用柵標準図



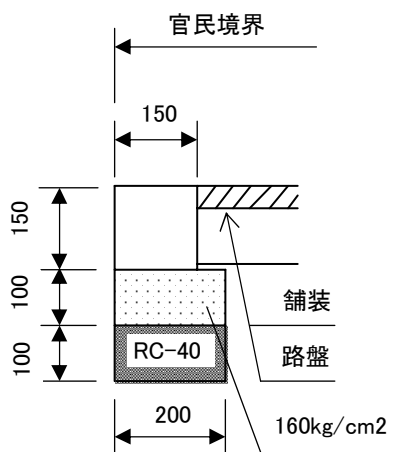
## 鉄筋コンクリートL形工(300)



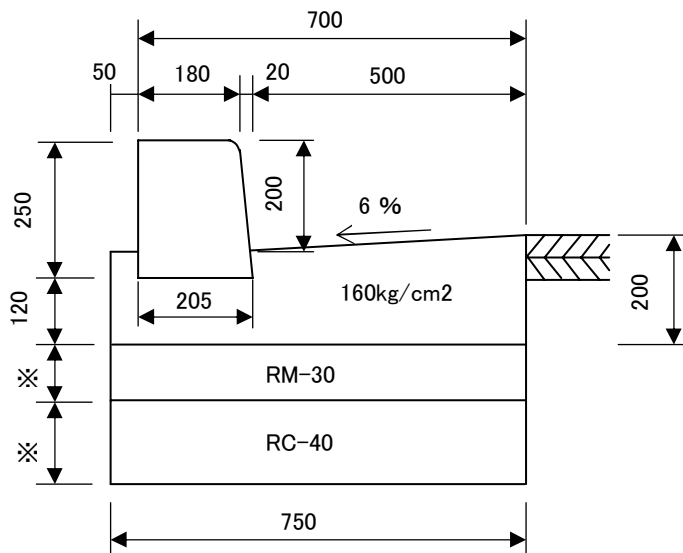
※ 道路幅員 6m以上については、コンクリート厚は15cm以上とする。

※※ 倉庫等の重車両の出入りが多い箇所については75mmとする。

## 地先境界工

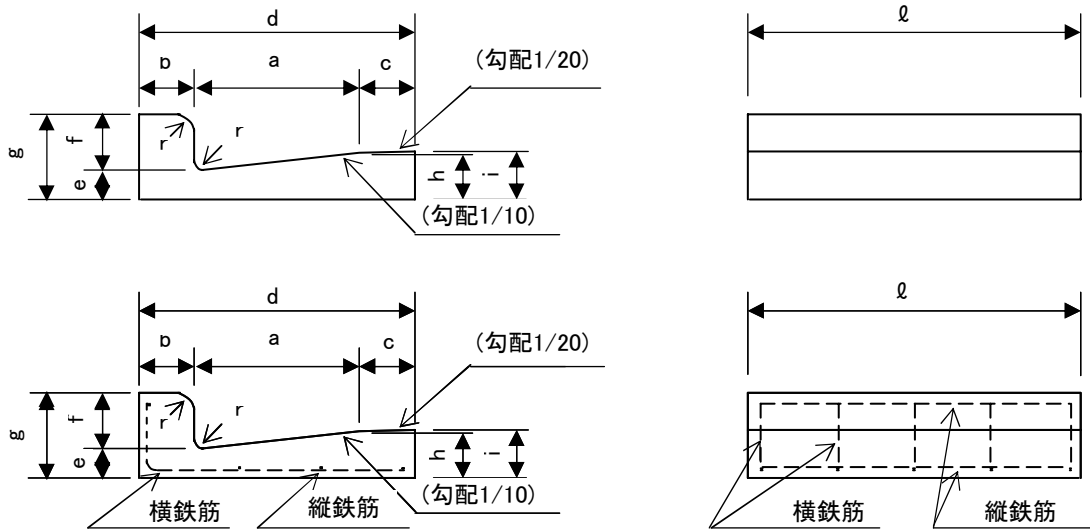


## 歩車道境界工



※ 街渠下面の構造は、車道と同一構造とする。

## 鉄筋コンクリートL形(B)

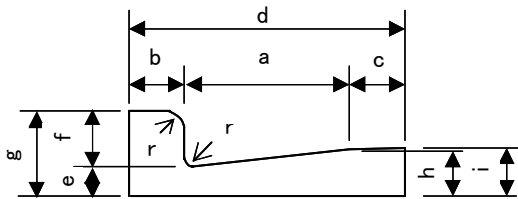


(単位:m/m)

呼び名	寸 法										縦筋		横筋		重量 (kg)	
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	r	ℓ	径	本	径		本
300b	300	100	100	500	55	100	155	85	90	20	600	4	5	4	6	65

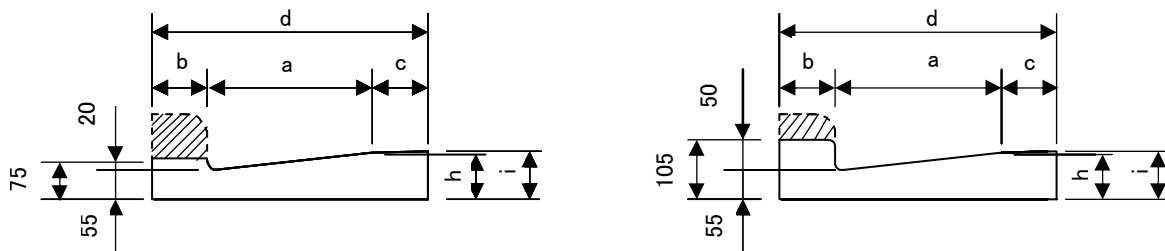
## コンクリート及び鉄筋コンクリートL形(異形)

B 形



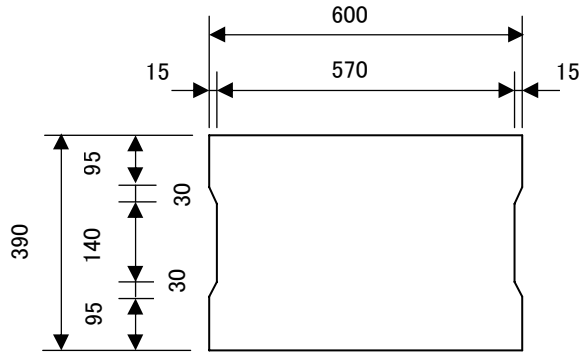
歩行者横断用及び車いす乗り入れ用

E 形

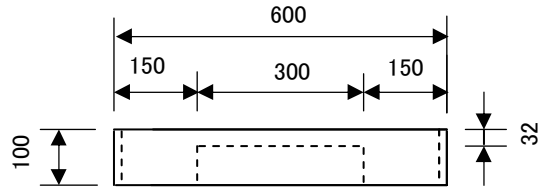
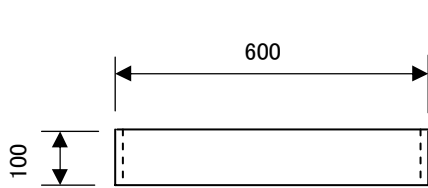
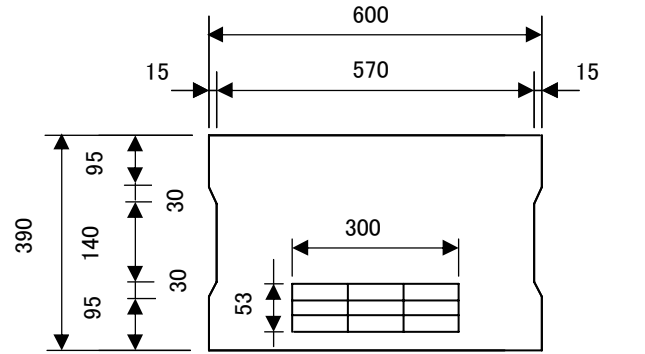


# 鉄筋コンクリート埼玉型甲蓋

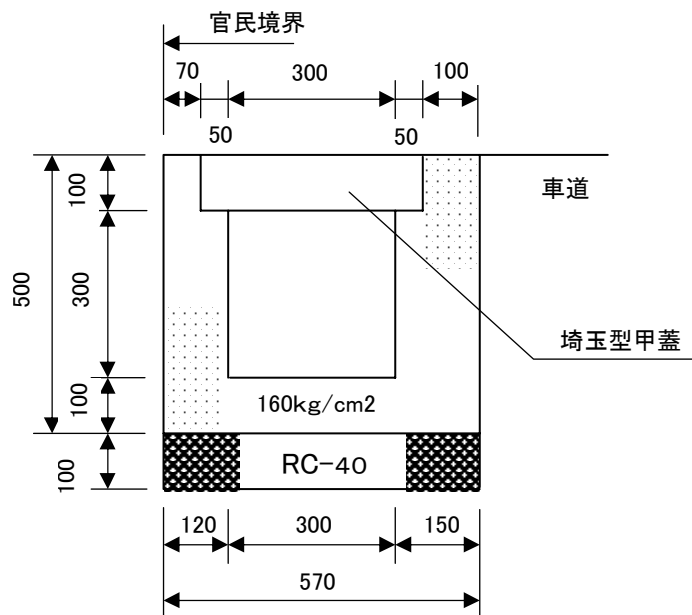
甲蓋(普通型)手掛付



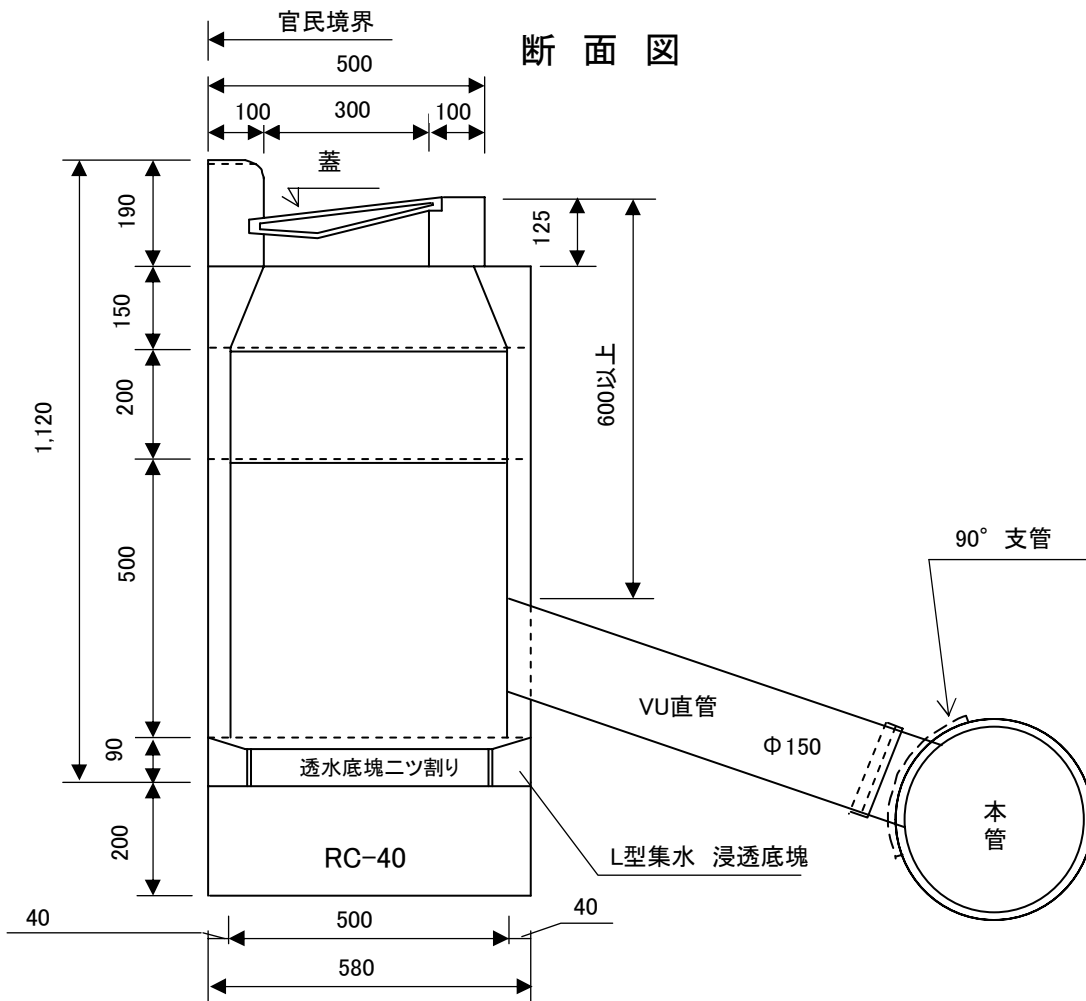
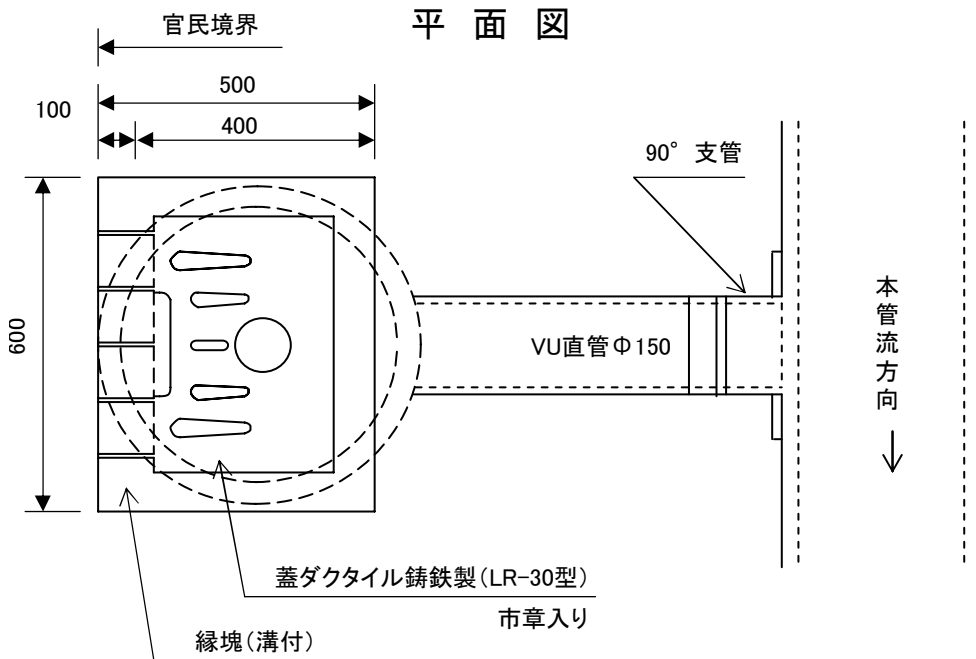
甲蓋(網付)手掛付



# コンクリート側溝

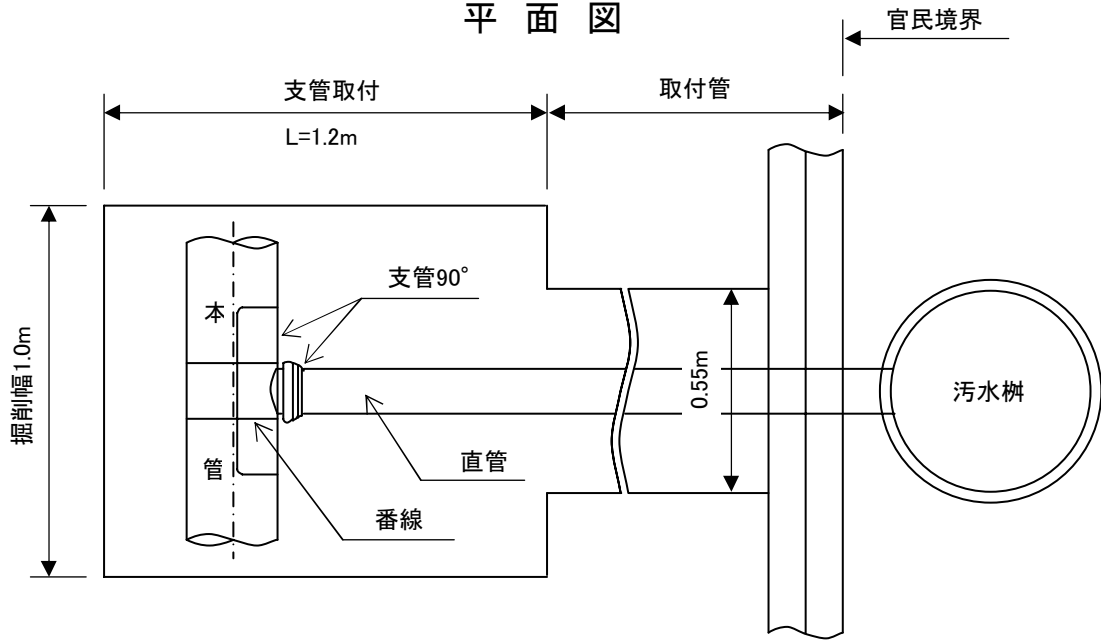


# 雨水枡(L形用)取付詳細図

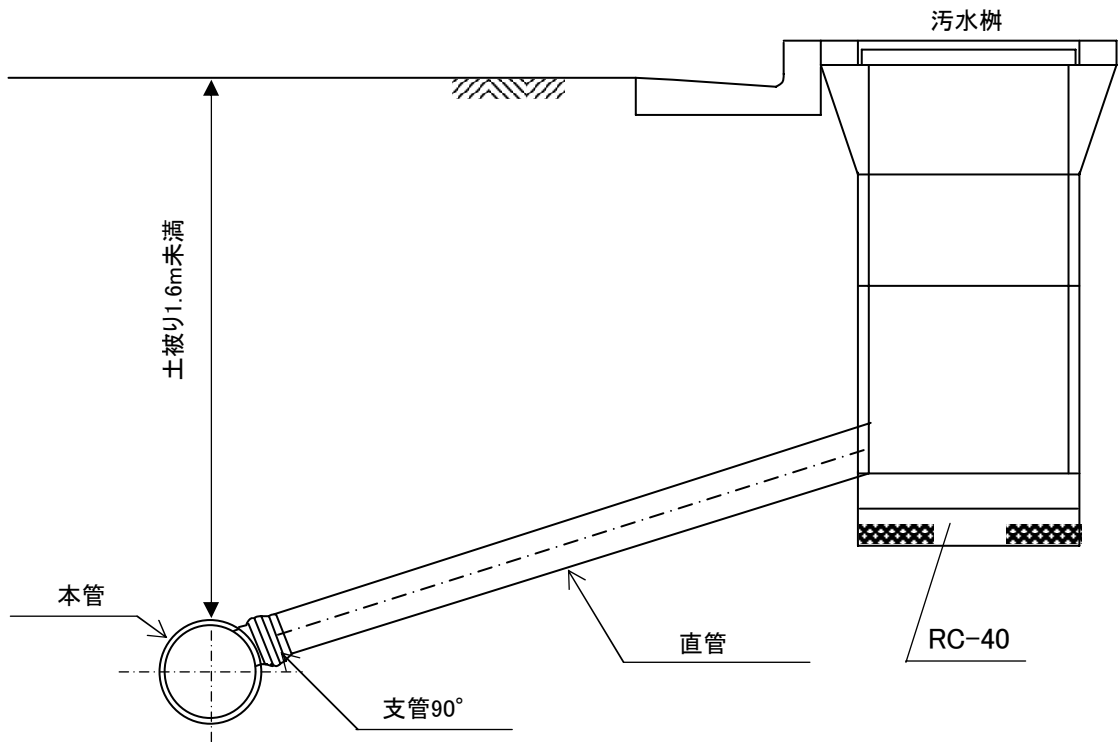


# 污水取り出し管標準図

## 平面図

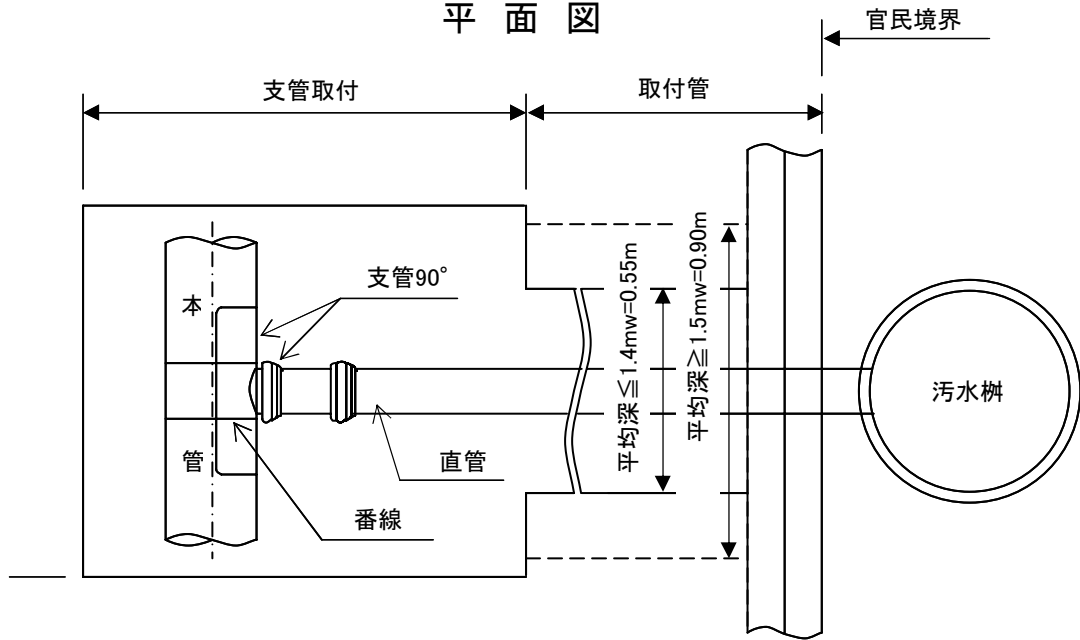


## 断面図

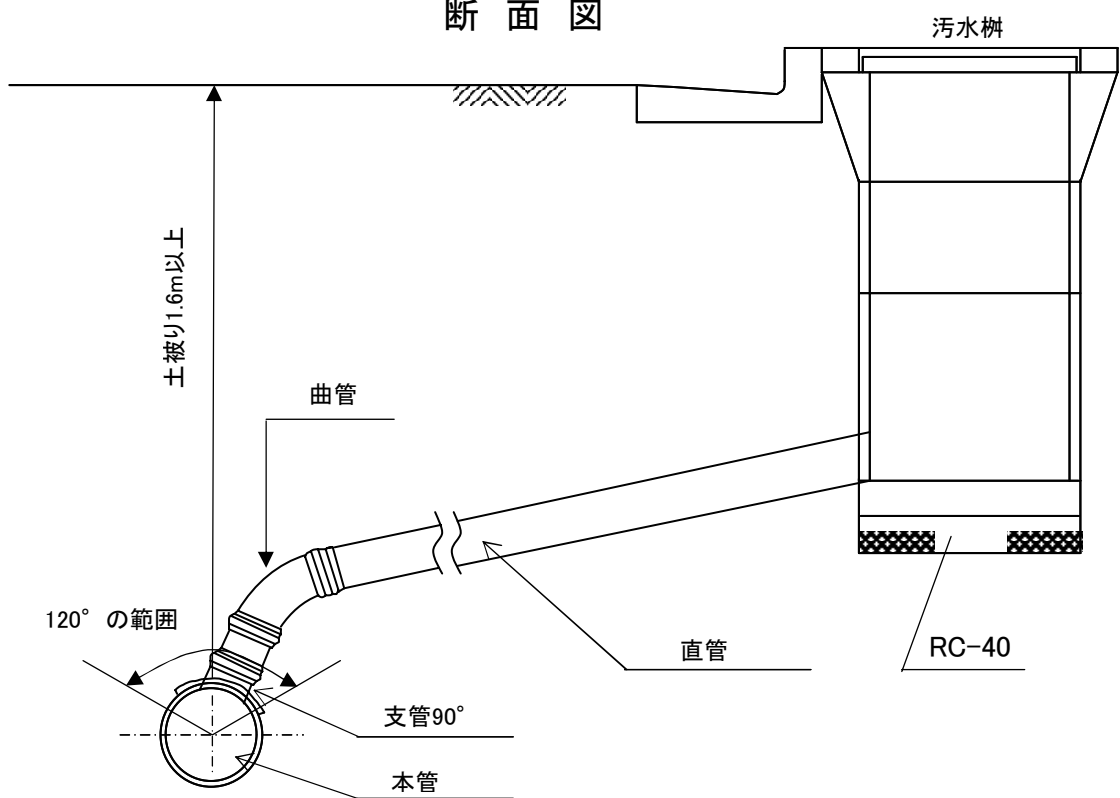


# 汚水取り出し管標準図

## 平面図

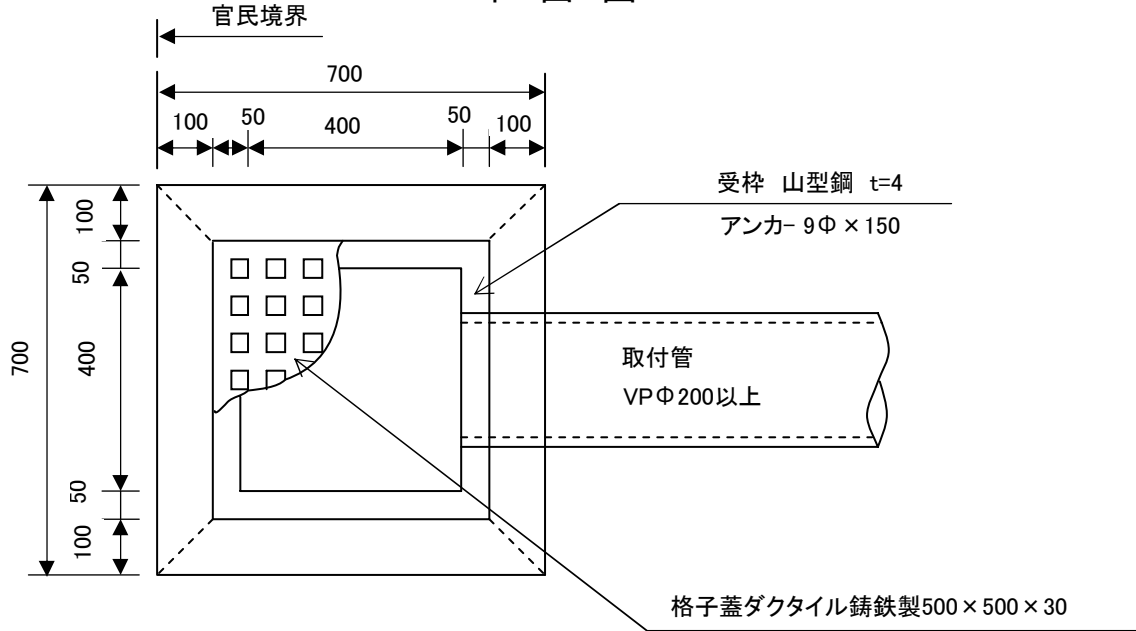


## 断面図

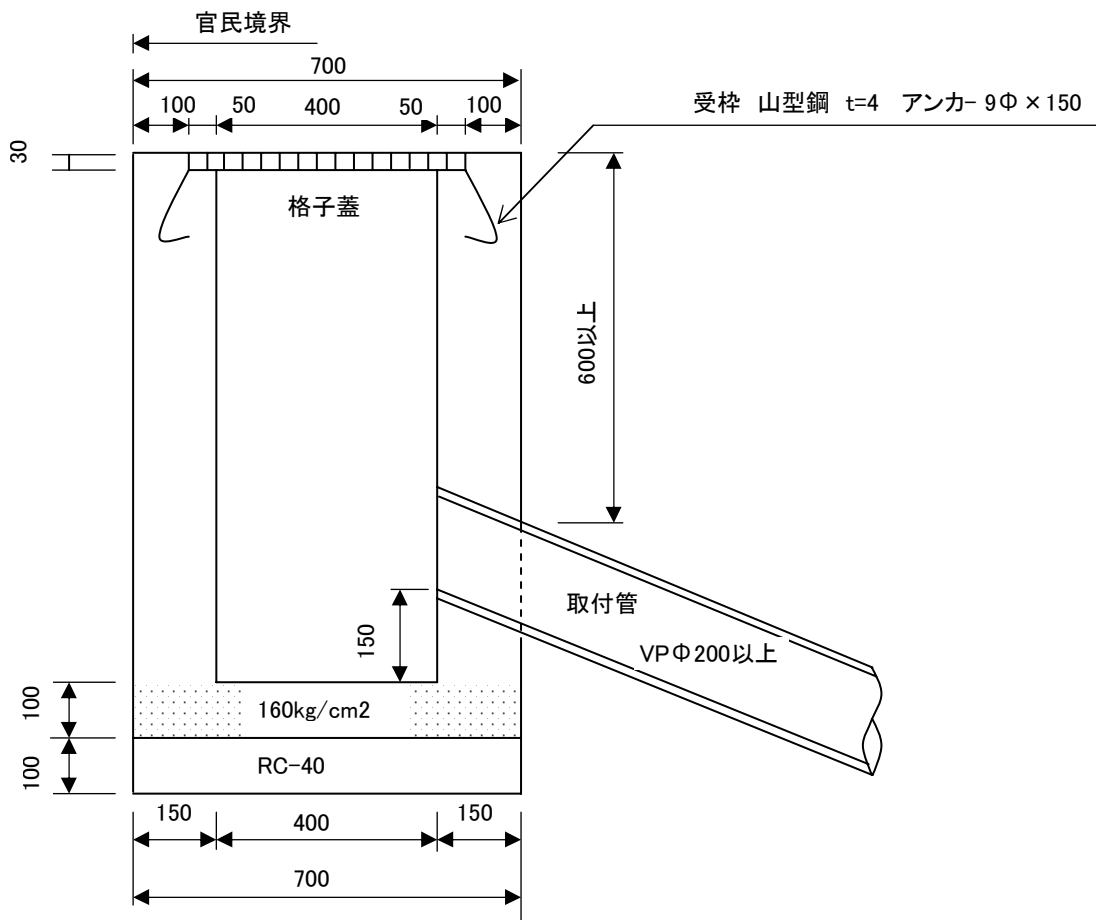


# 集水柵詳細図

## 平面図

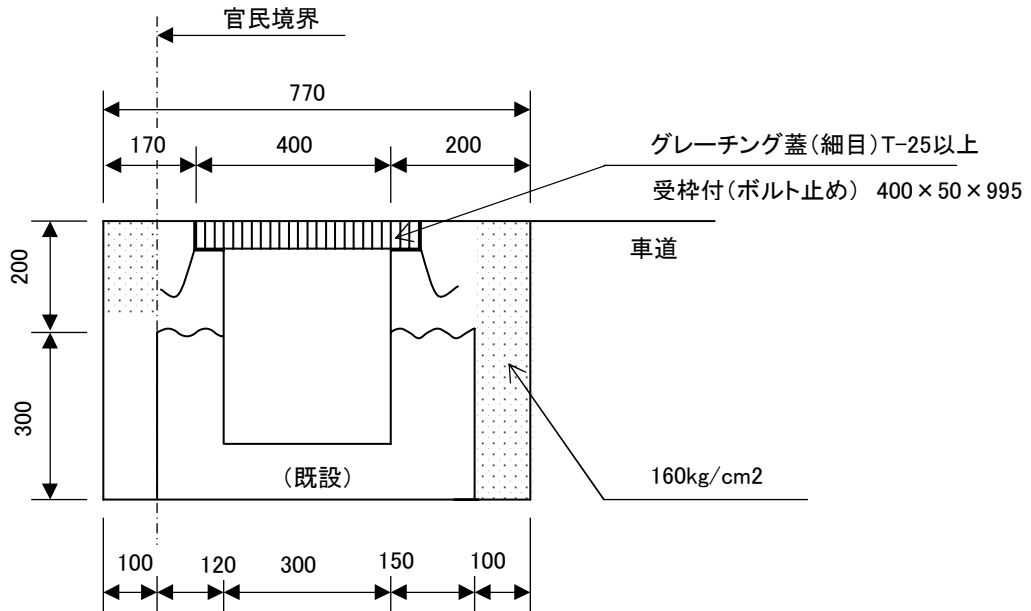


## 断面図

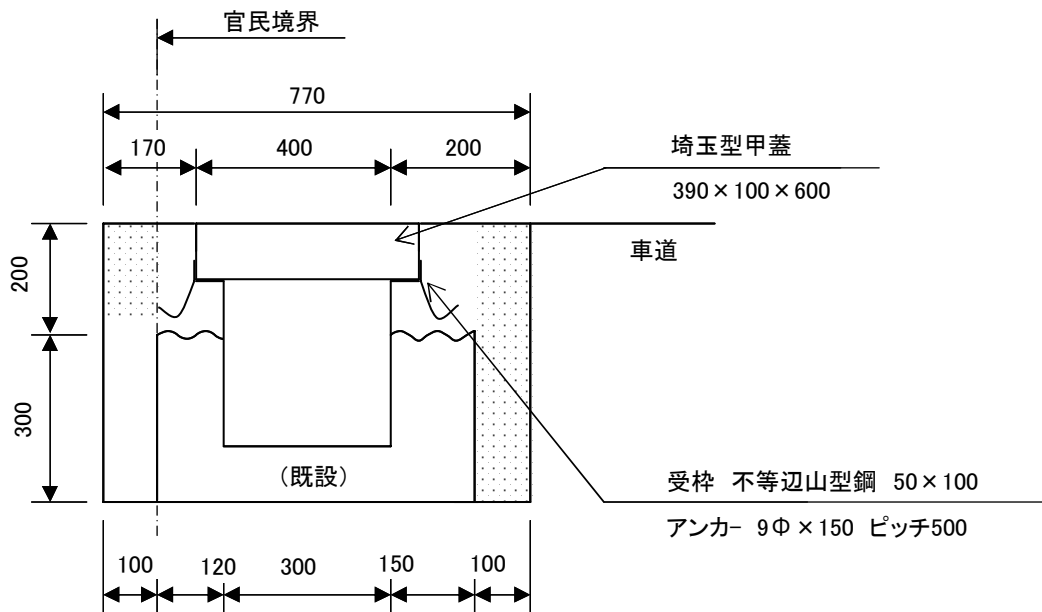


# コンクリート側溝補強詳細図

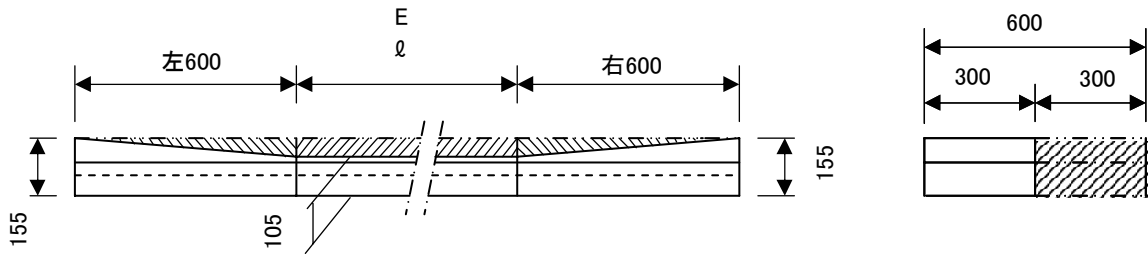
## グレーチング蓋



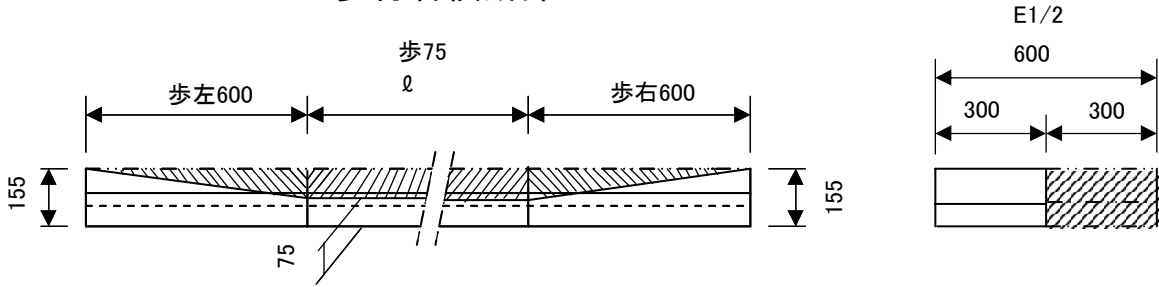
## 埼玉型甲蓋

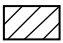


### 車乗り入れ部左右

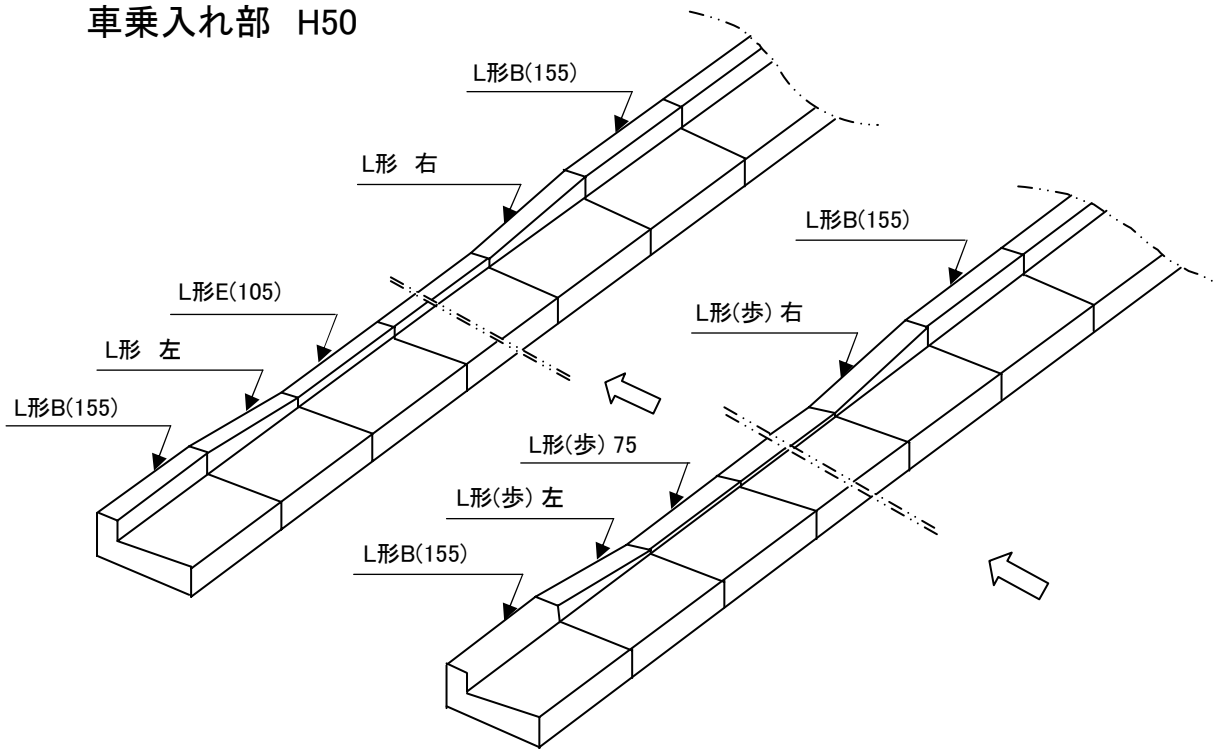


### 歩行者横断部左右



 斜線の部分を控除した製品の呼び名

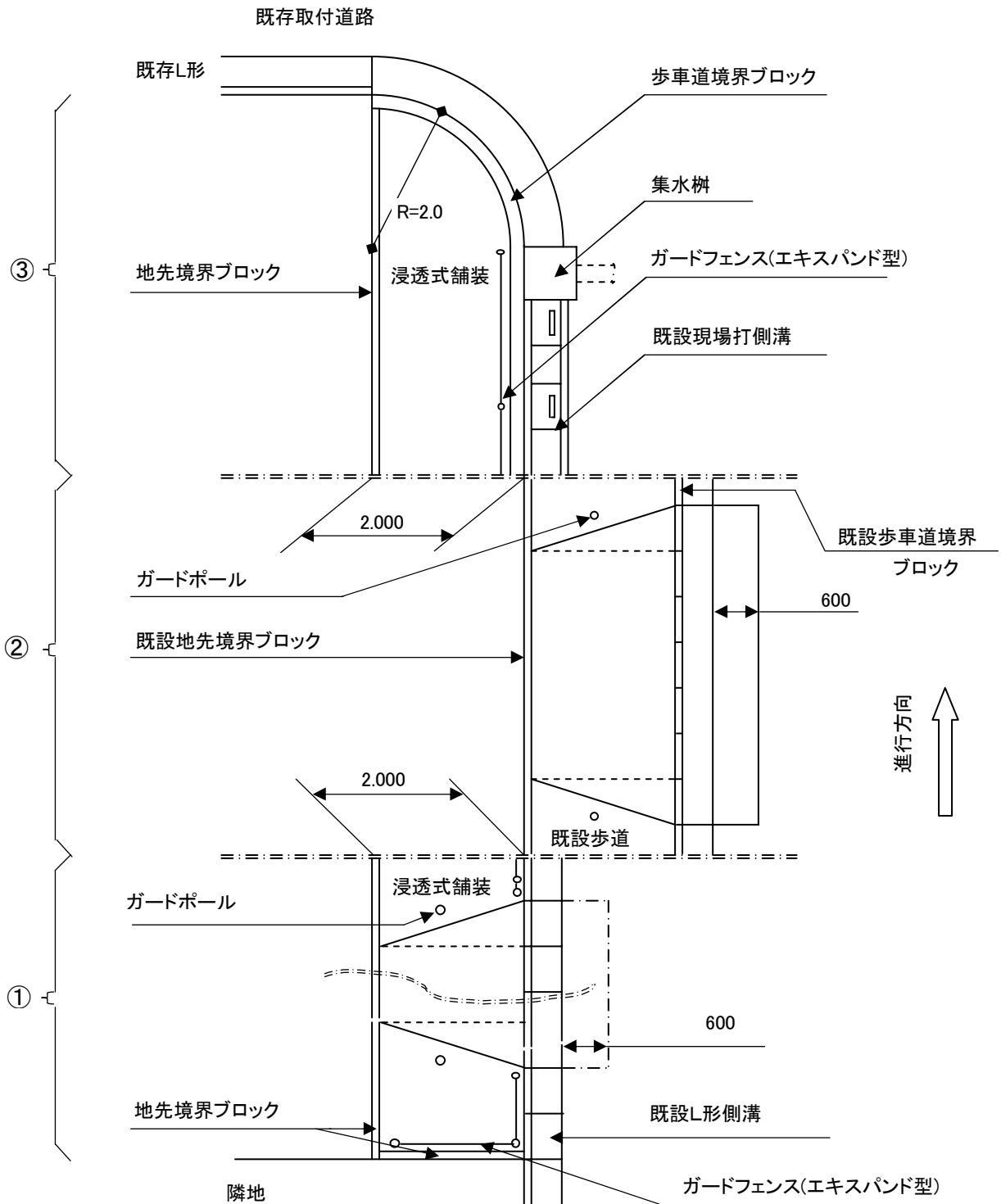
### 車乗入れ部 H50



### 歩行者横断及び車いす乗入れ用 H20

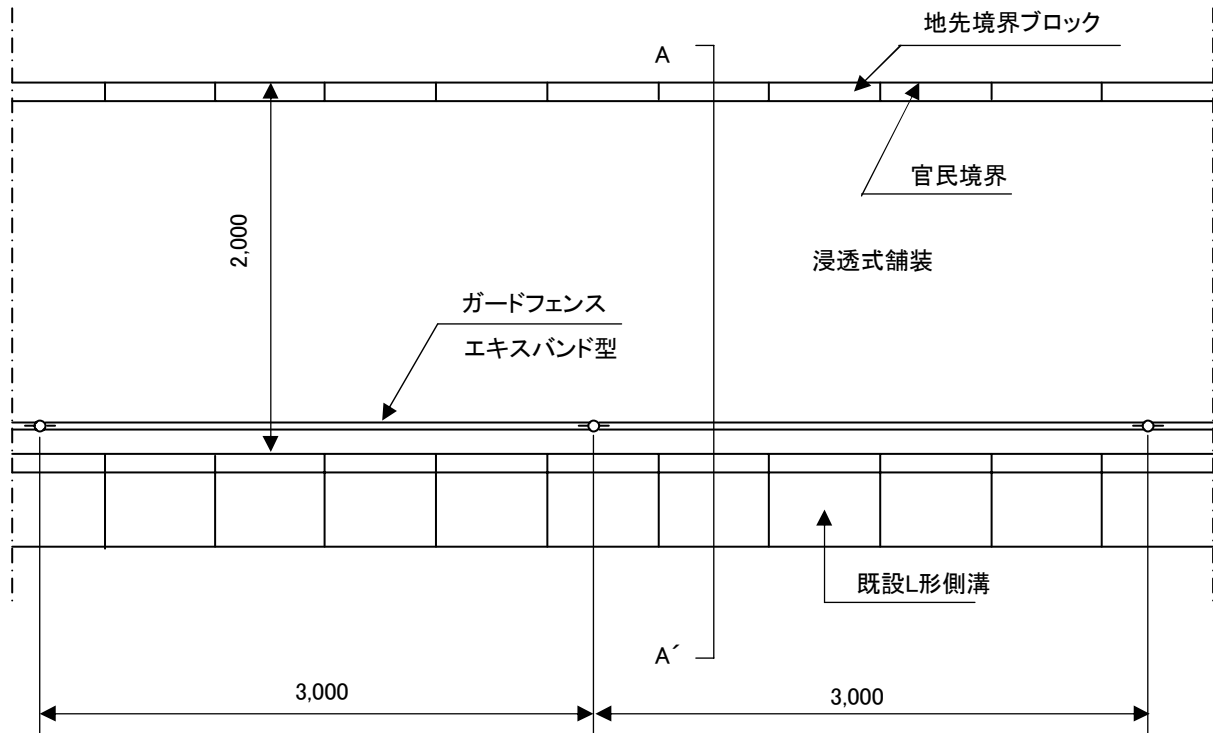
# 平面図 (参考)

- ① 既設前面道路がL形側溝の場合。
- ② 既設前面道路に歩道(マウンドアップ)が設置してある場合。
- ③ 既設前面道路が現場打側溝の場合。

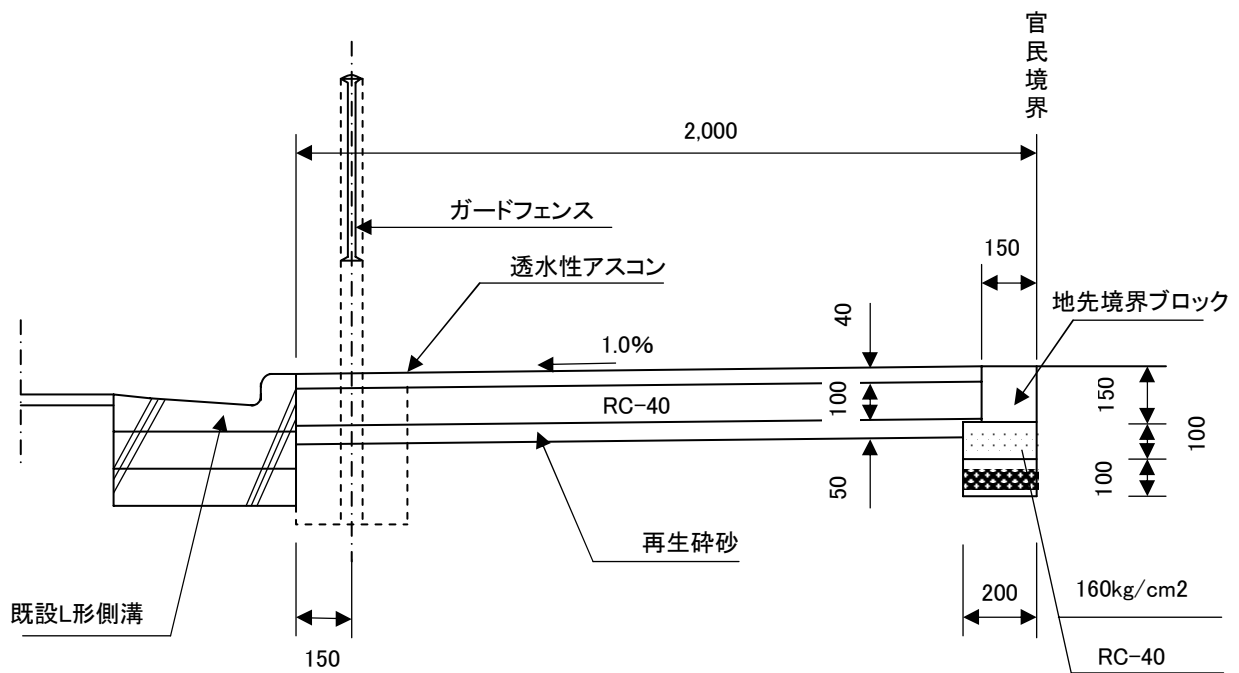


# ①既設前面道路がL形側溝の場合

## 平面図

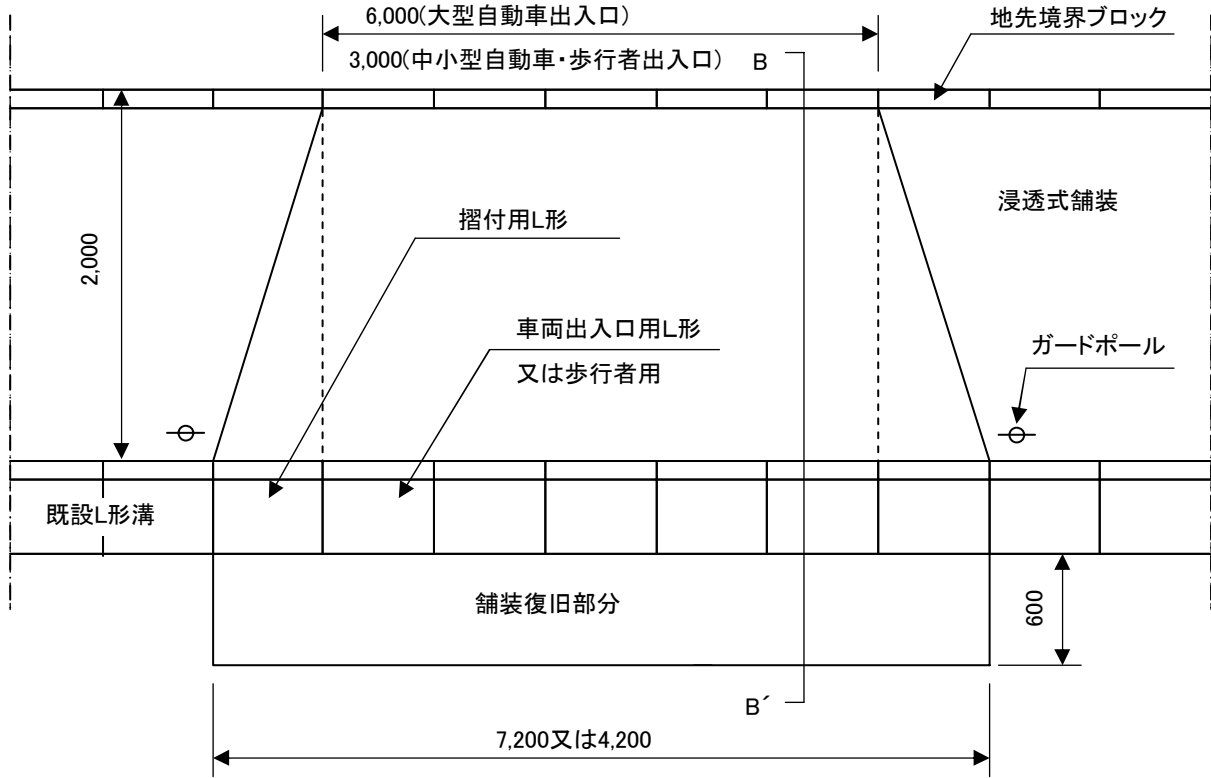


## A-A'断面図

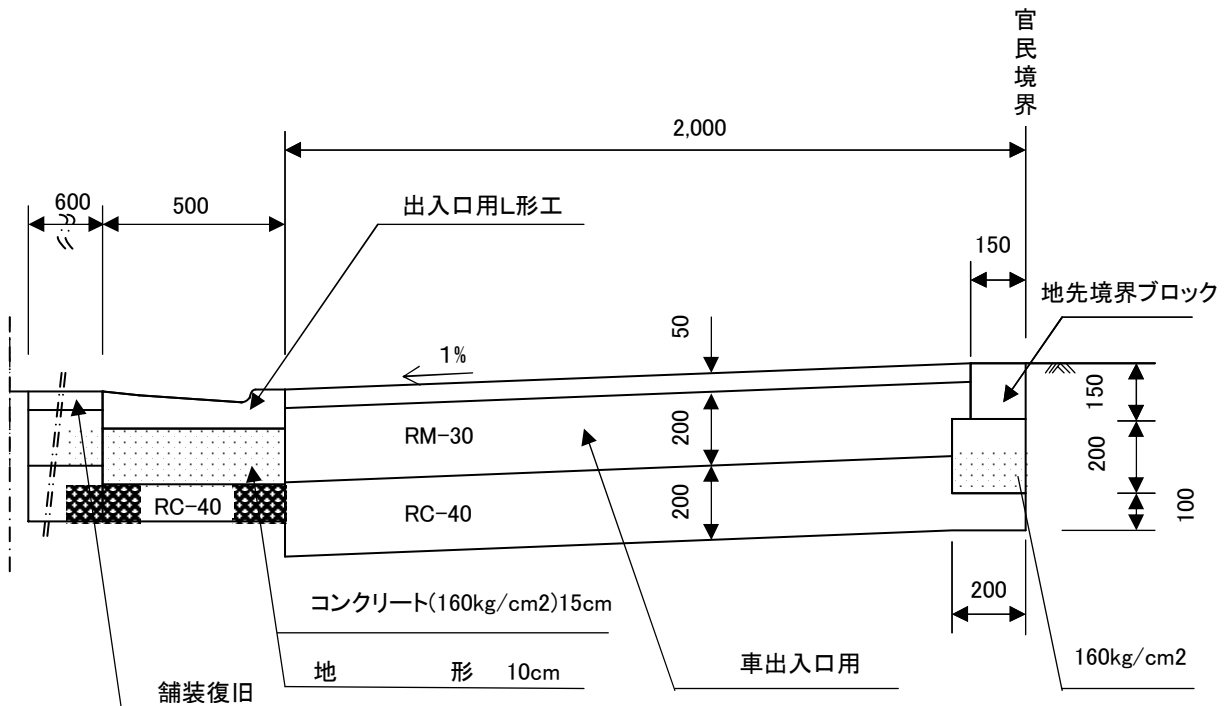


# ①既設前面道路がL形側溝の場合(切り下げ)

## 平面図

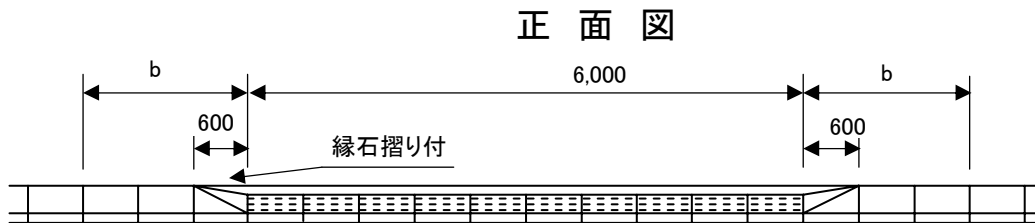
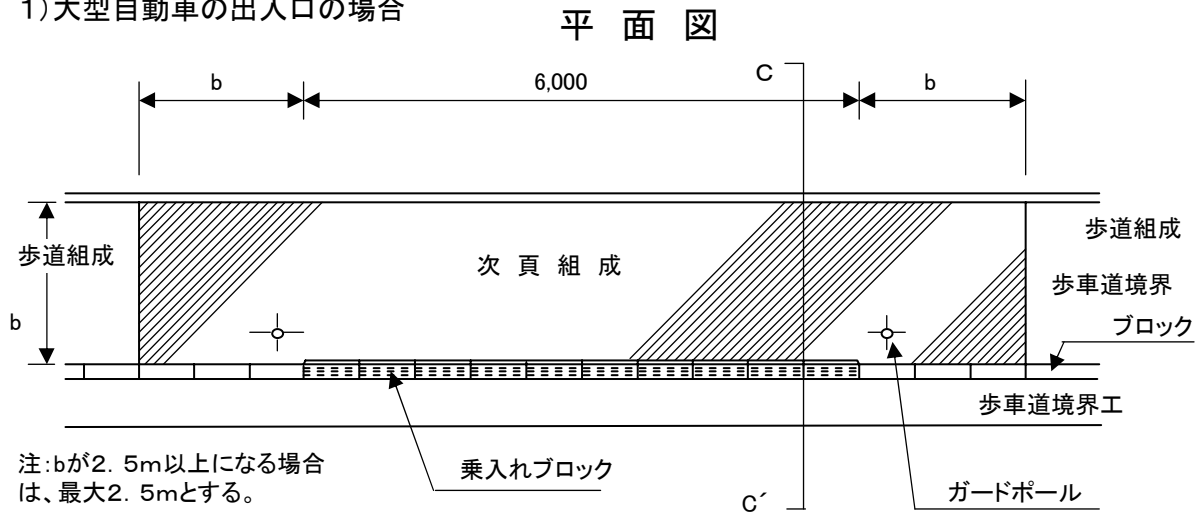


## B-B'断面

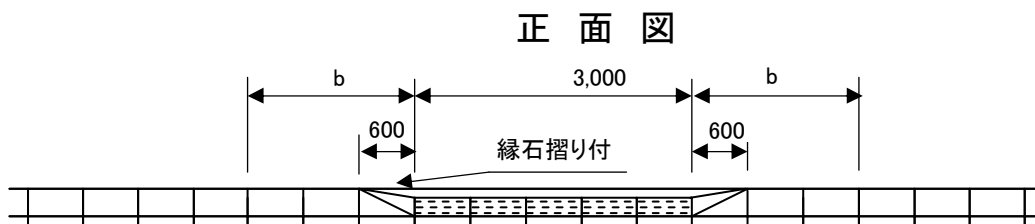
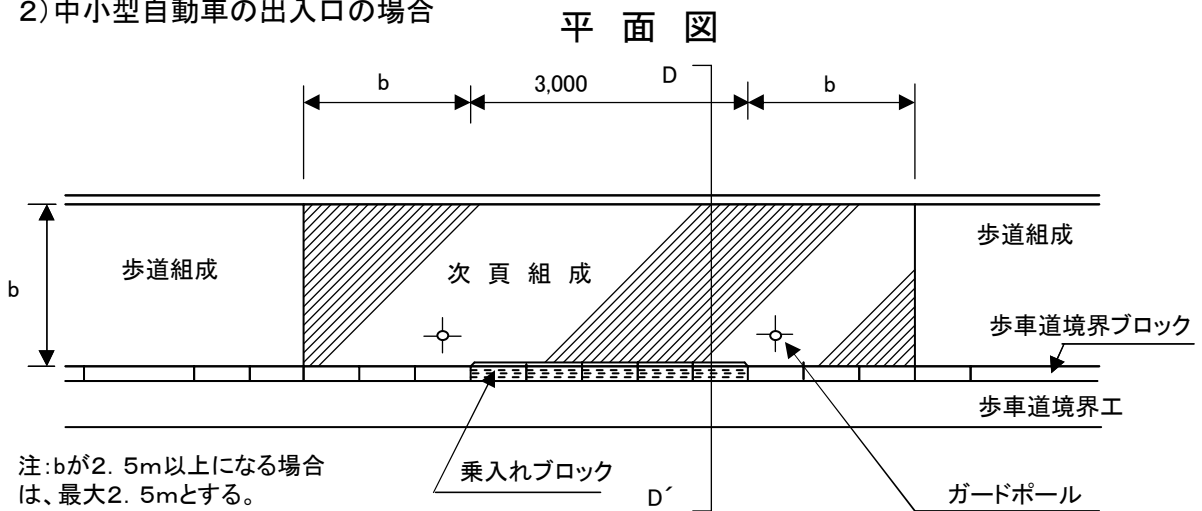


## ②既設前面道路に歩道(マウンドアップ)が設置してある場合(切り下げ)

1) 大型自動車の出入口の場合

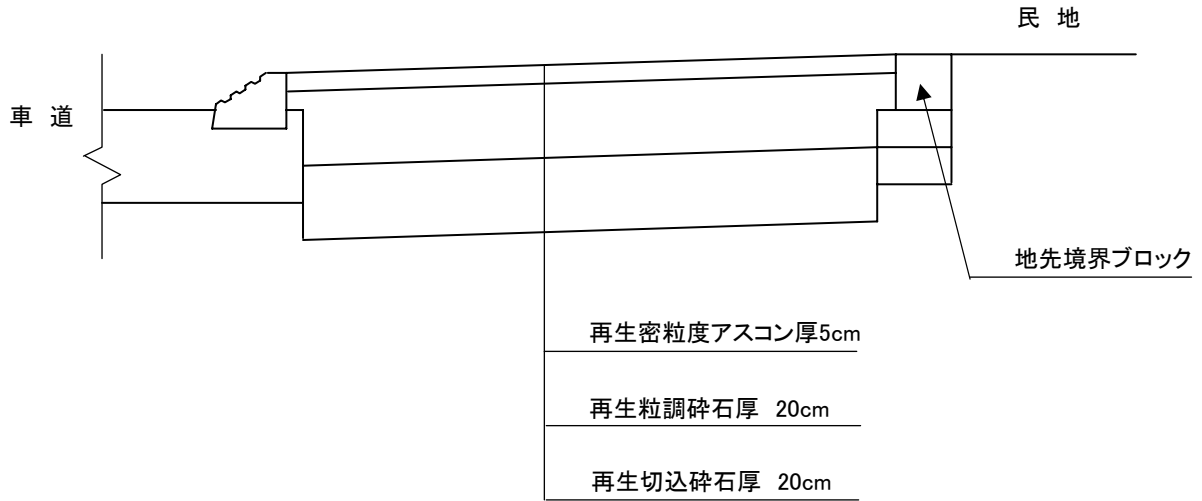


2) 中小型自動車の出入口の場合

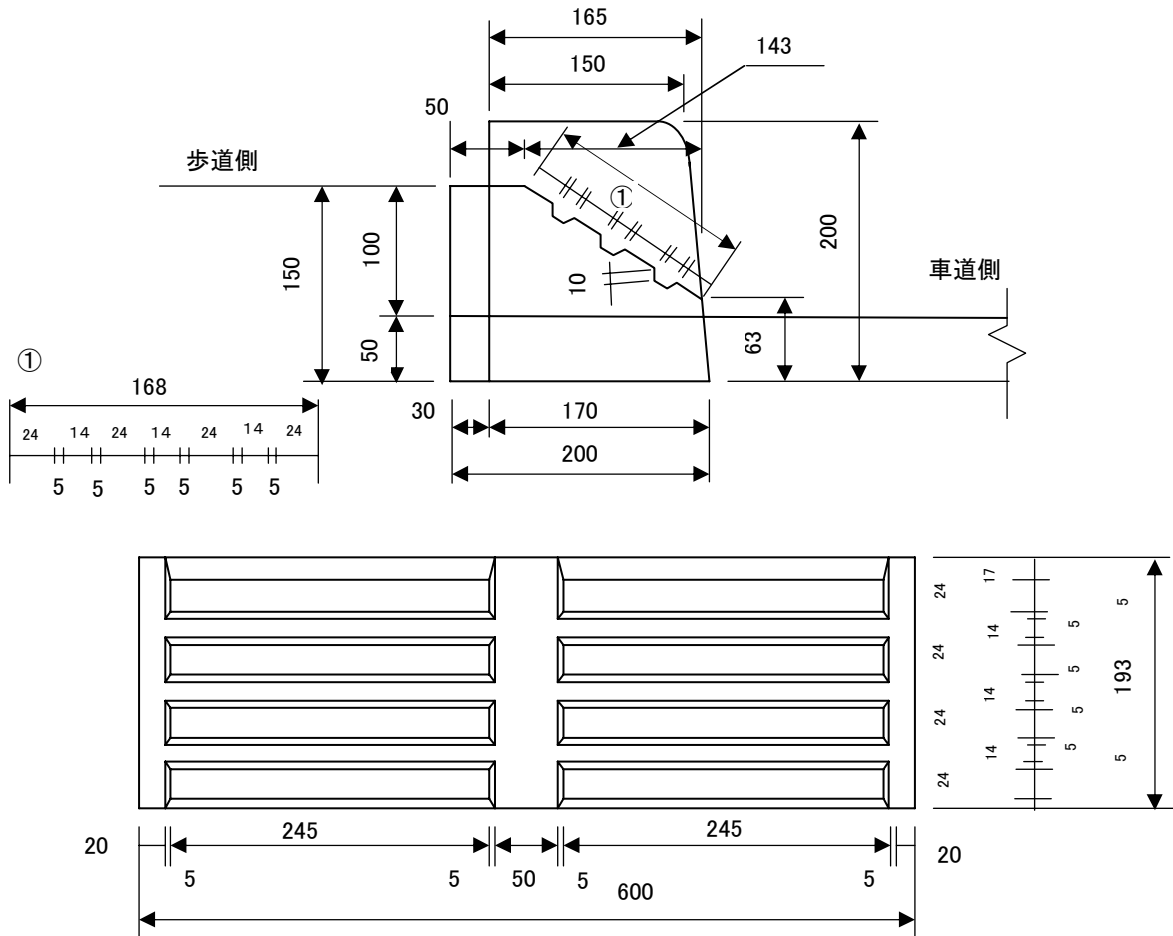


3) 大型、中小型自動車の出入り口の横断構造

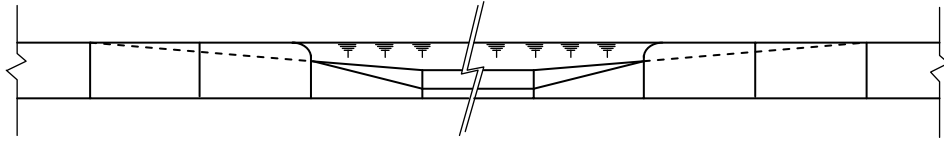
C-C'・D-D'断面図



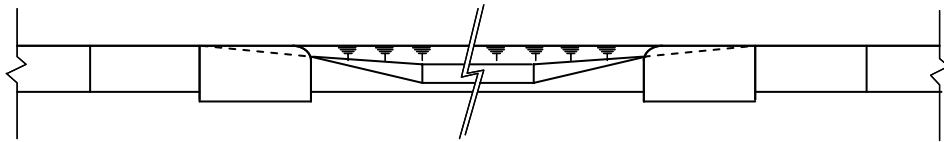
4) 乗入れブロックの構造



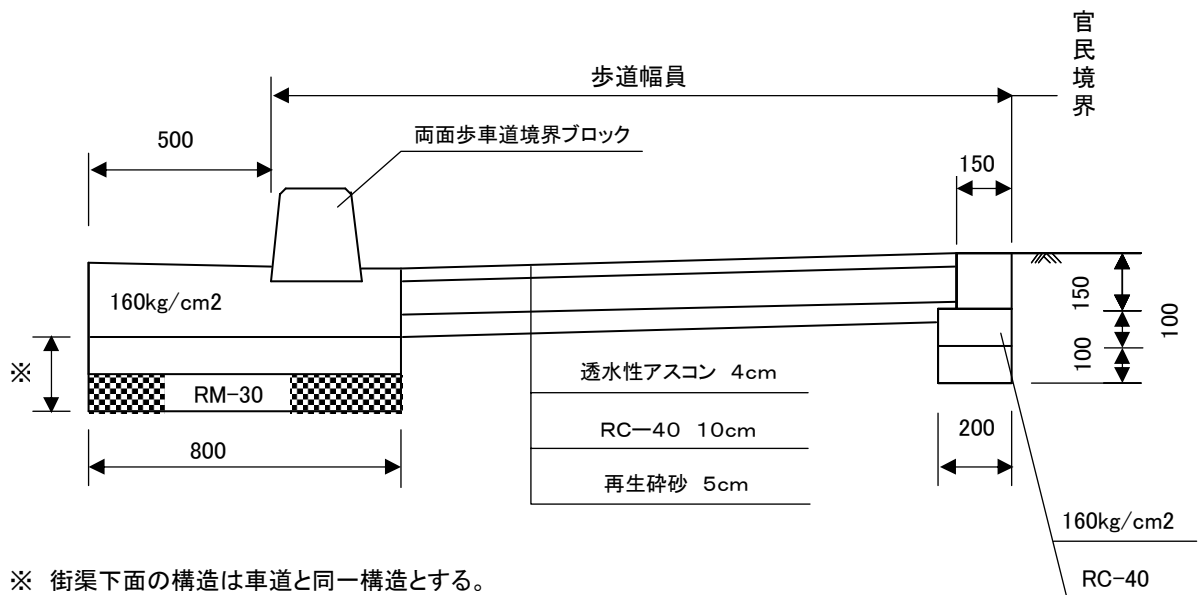
(歩車道境界ブロック高30cmの場合)



(歩車道境界ブロック高25cmの場合)

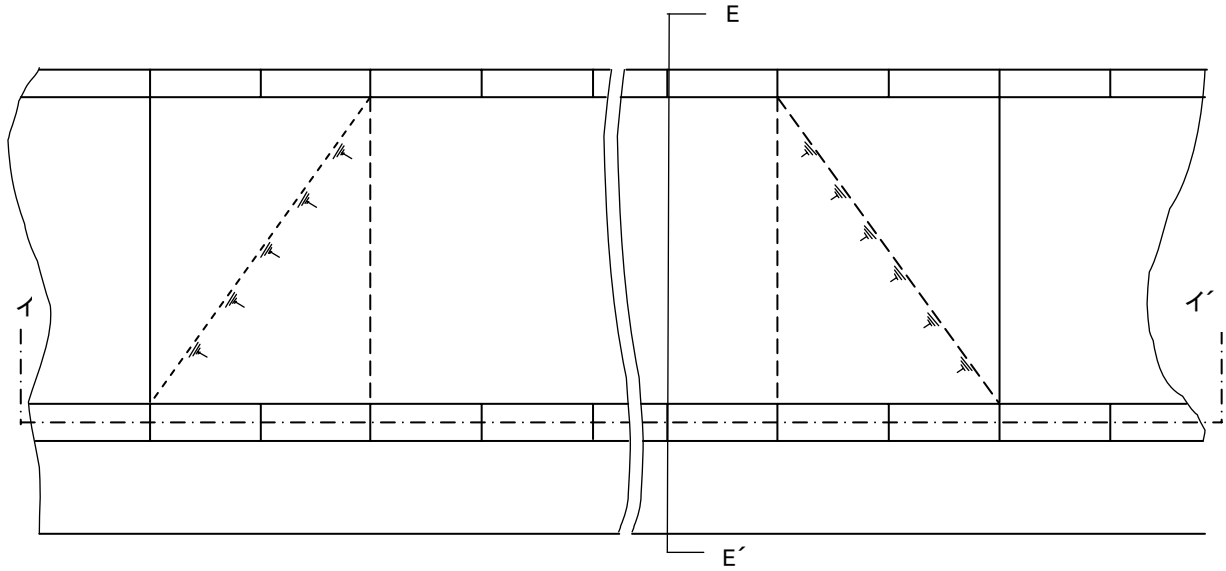


歩道フットラット標準型

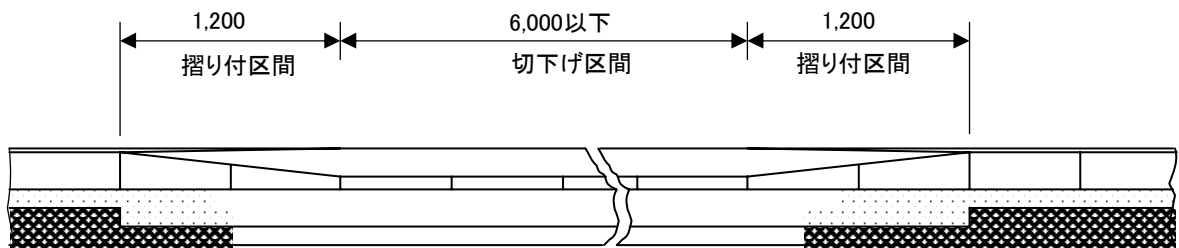


②既設前面道路に歩道(マウンドアップ)が設置してある場合(重車両切り下げ)

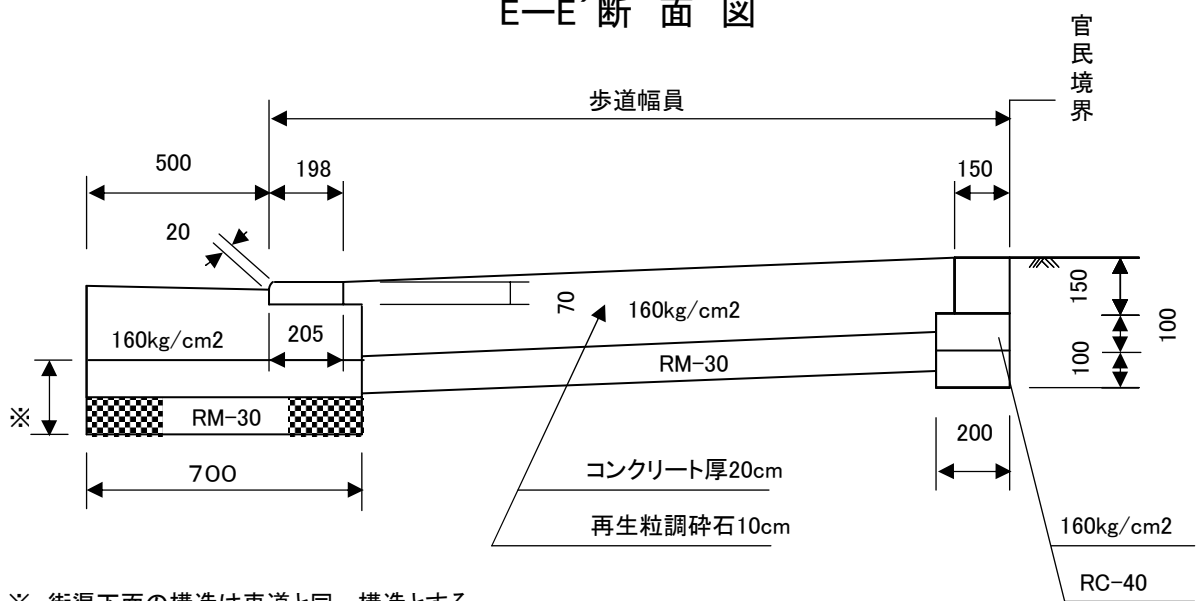
平面図



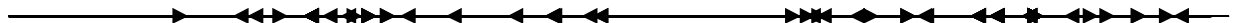
イーイー'断面図



E-E'断面図

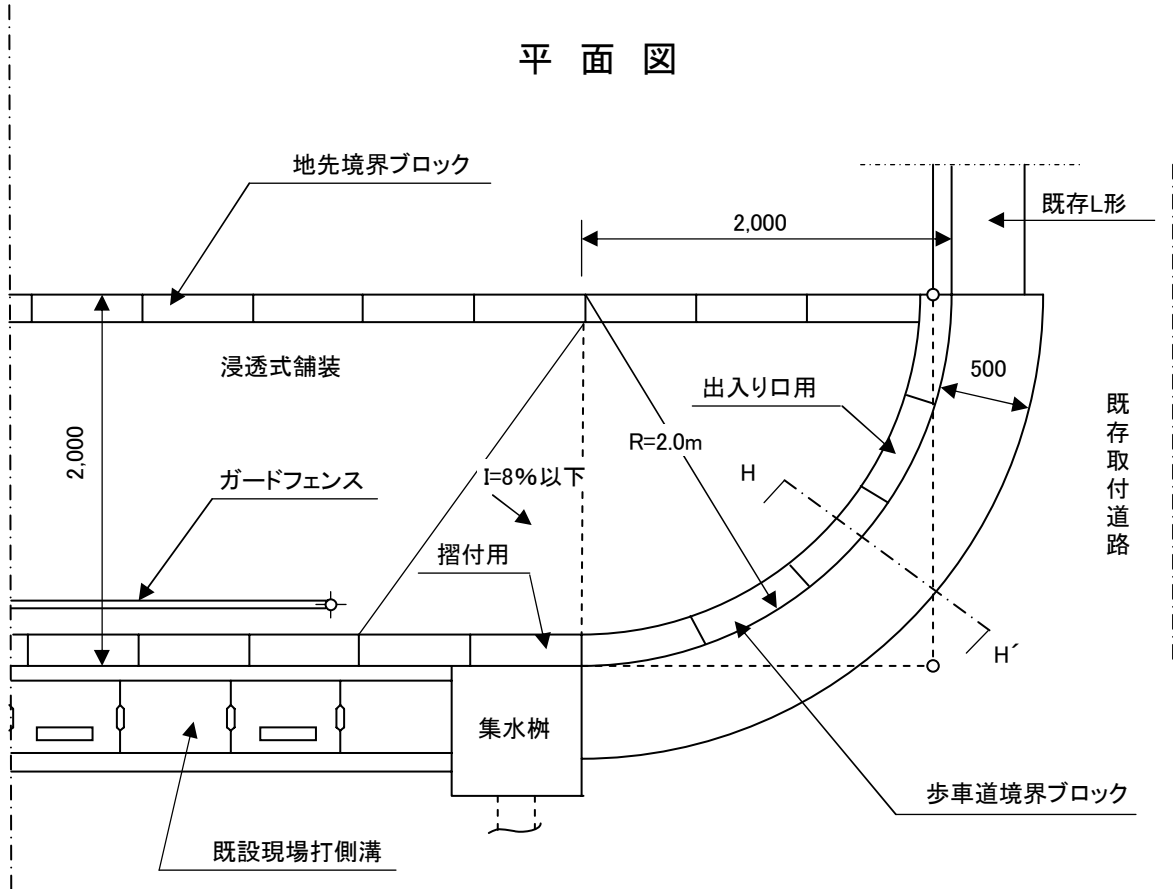


※ 街渠下面の構造は車道と同一構造とする。

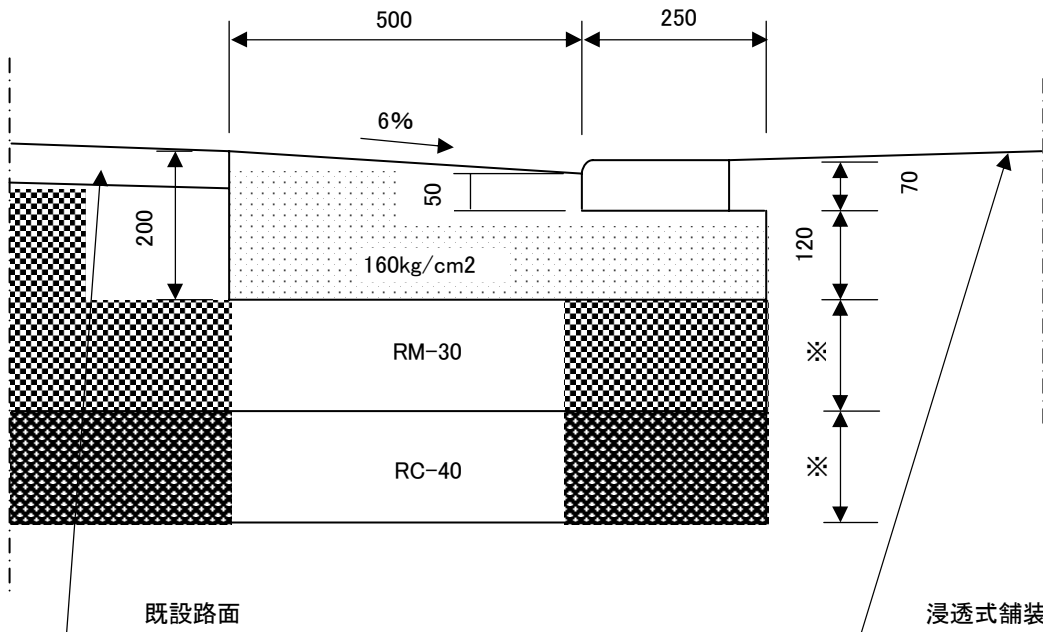


### ③既設前面道路が現場打側溝の場合

平面図

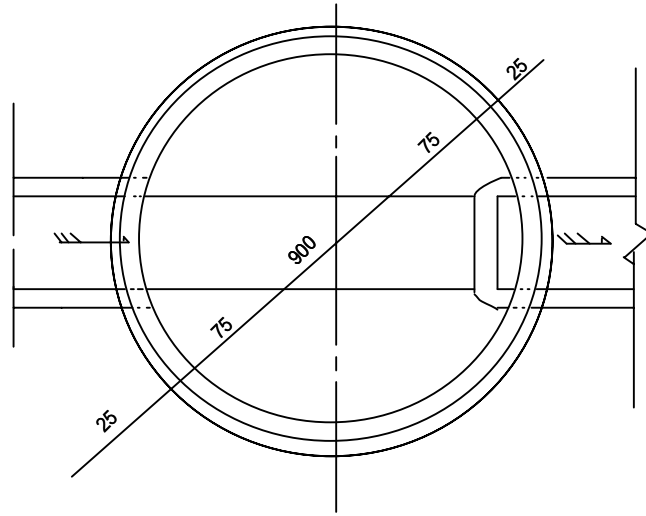


H-H'断面図

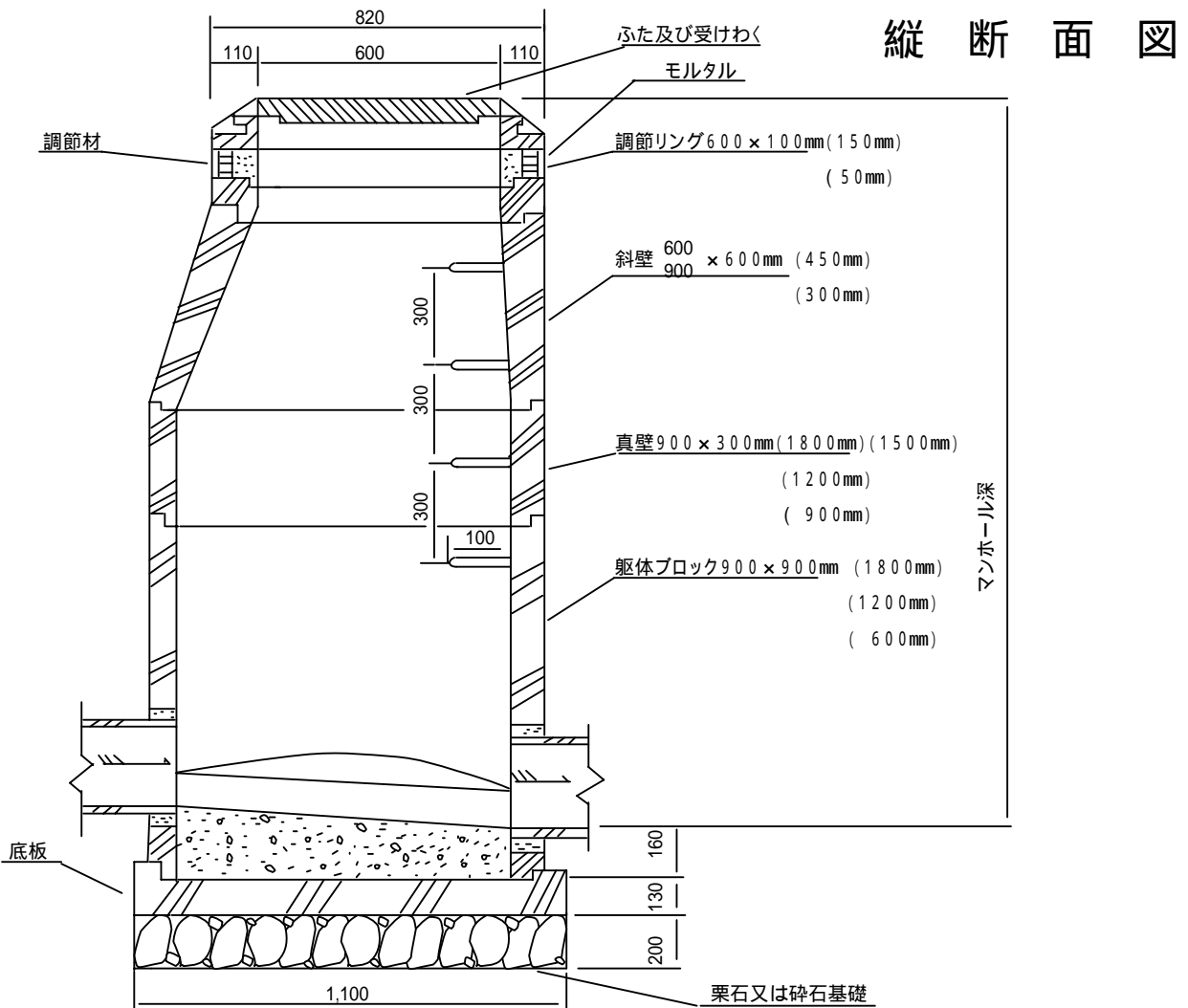


※街渠下面の構造は車道と同一構造とする。

# 組立1号人孔標準構造図

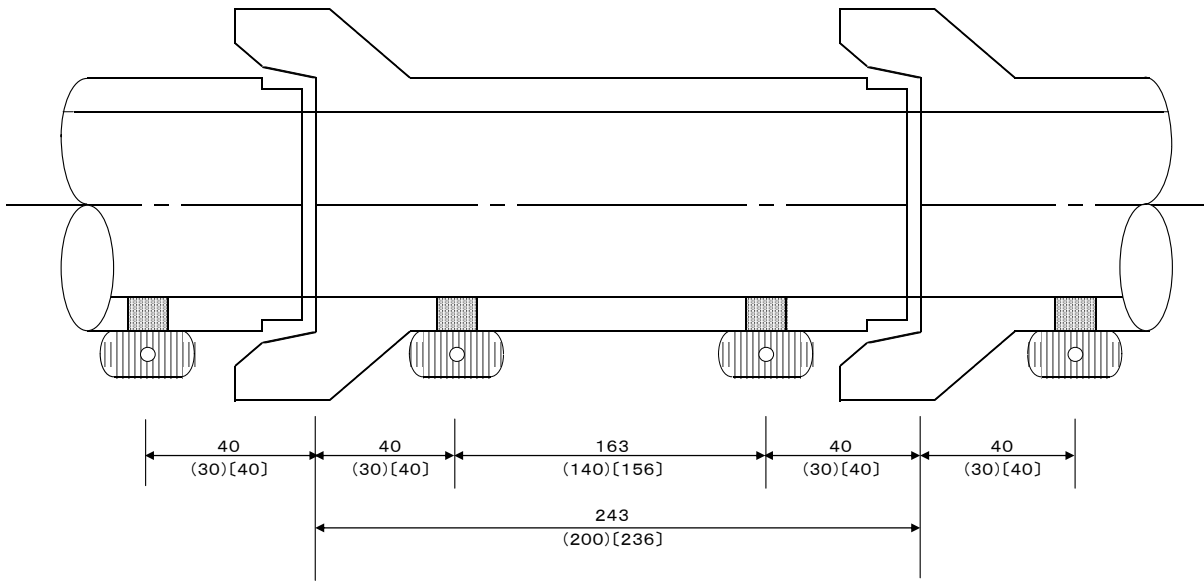


平面図



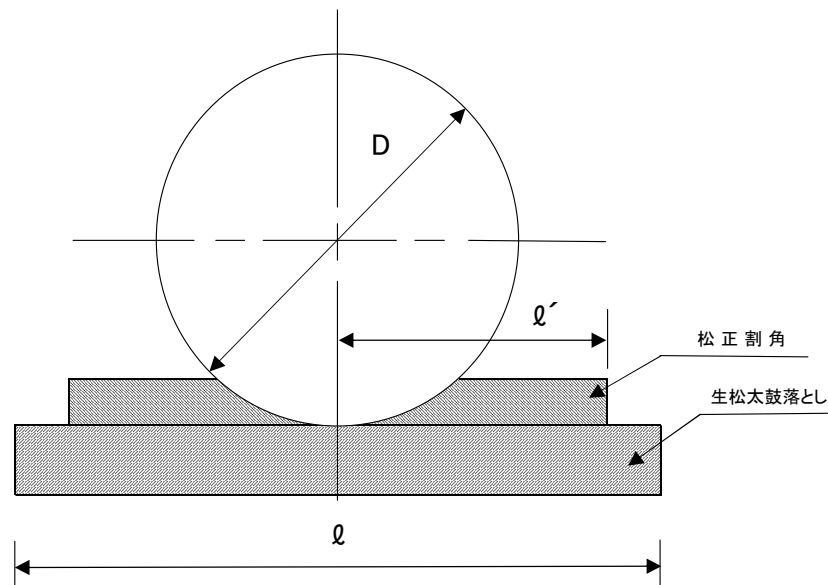
- (注) 1 人孔蓋 ダクタイル鋳鉄製(市章入)  
 2 側塊 真壁 斜壁 JISA 5317  
 3 接続管 内径600mm以下  
 4 ステップは下流側に設置

## 管 布 設 標 準 図 (ヒューム管)



## ま くら 土 台 基 礎 寸 法 表

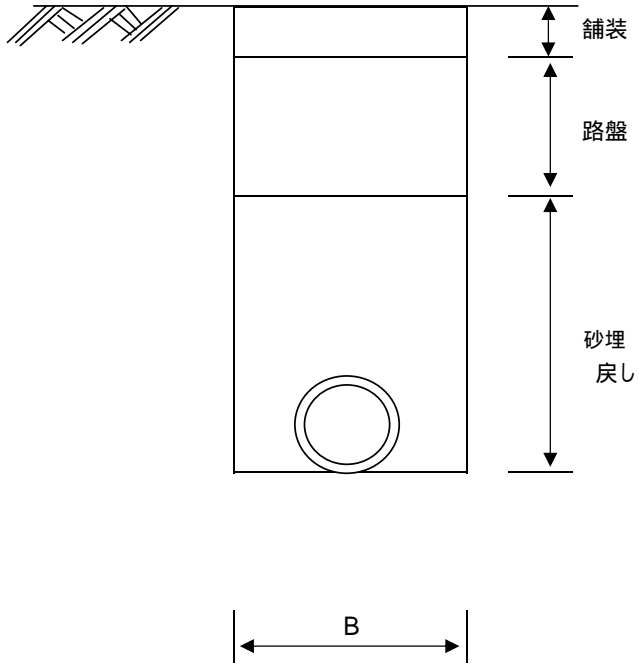
内 径 (D) (mm)	基 礎 幅 (ℓ) (mm)	く さ び 材 長 さ (ℓ) (mm)	適 用
250 ~ 300	450	150	くさび材は片側長
400	450	150	くさび材は片側長
450 ~ 600	600	200	くさび材は片側長
700 ~ 1,000	900	300	くさび材は片側長



## ま くら 土 台 材 料 寸 法 表

内 径 (mm)	横 木 材	く さ び 材
	生松太鼓落とし(mm)	松正割 角(mm)
	末 口 仕 上 げ	
250 ~ 350	105 × 75	60 × 60
400 ~ 600	120 × 90	60 × 60
700 ~ 1,350	150 × 120	75 × 75

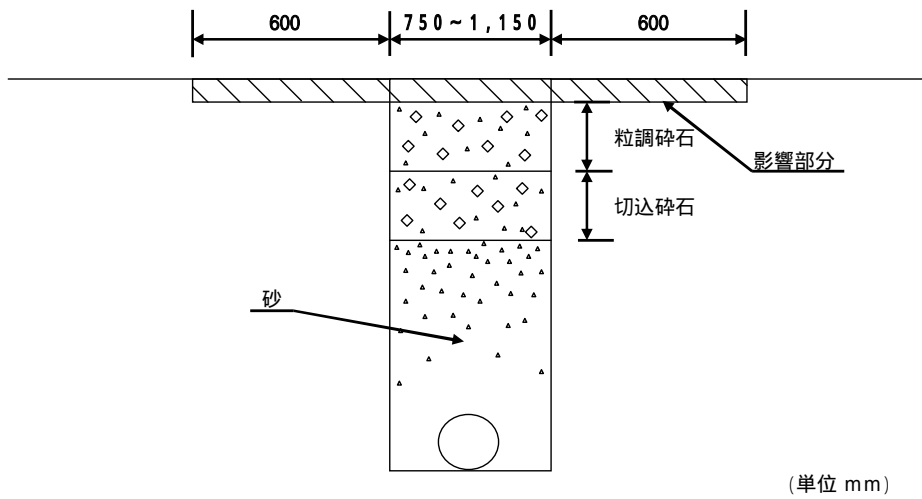
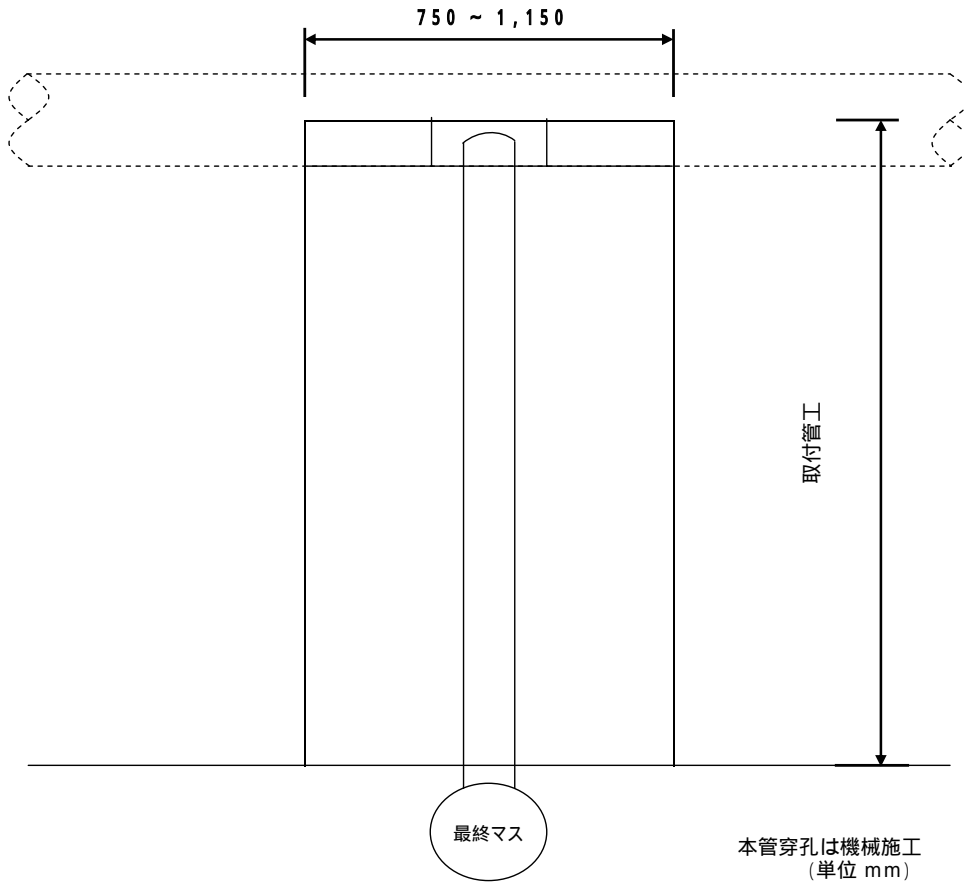
# 掘削標準図



掘削幅寸法表

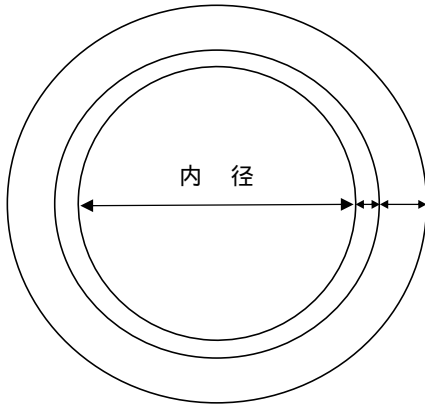
内径(mm)	掘削幅(mm)
250	850
300	900
350	950
400	1,000
450	1,100
500	1,150
600	1,350
700	1,450
800	1,600
900	1,750

# 取 出 し 施 工 図



# 汚水枥(コンクリート枥)

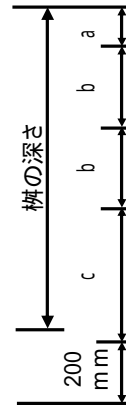
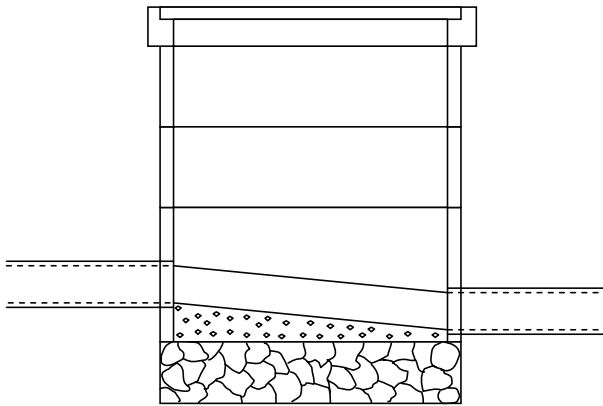
## 平面図



内 径
300
360
400

(単位 mm)

## 断面図

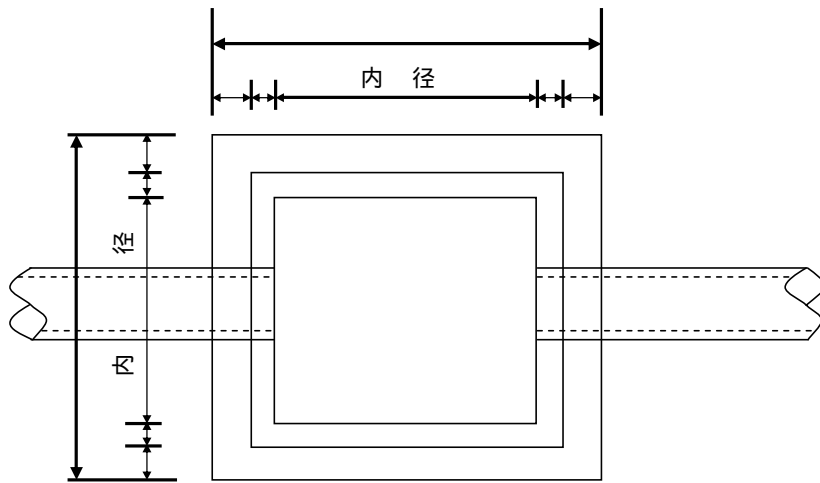


		内径		
		300	360	400
受け枠	a	高さ	高さ	高さ
		85	115	200
		150		
		200		
側塊	b	40	40	40
		95	60	60
		150	80	80
		200	200	100
			248	200
		400		
側塊	c	200	235	230

(単位 mm)

# 雨水枳

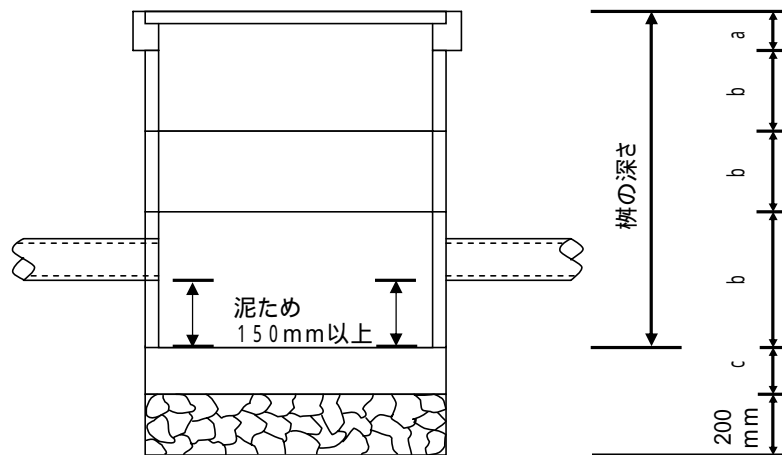
## 平面図



内径
350
500
700

(単位 mm)

## 断面図

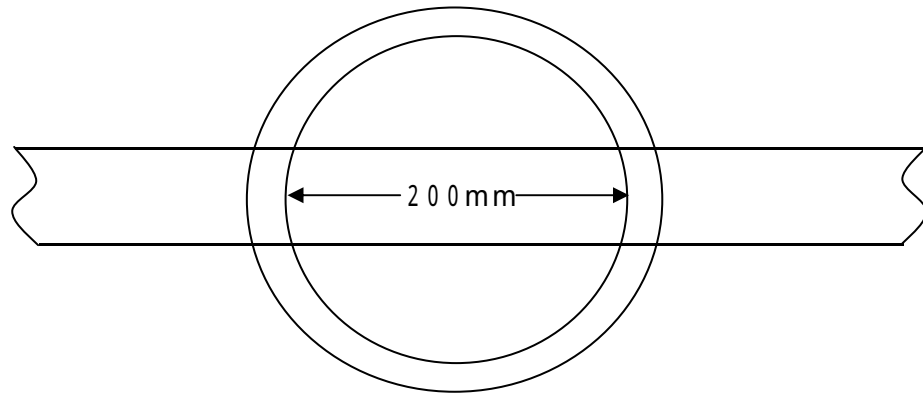


種別	内径	350	500	700
		高さ	高さ	高さ
受け枠	a	45	50	60
長形 甲	b	150	200	
長形 乙				200
側塊	c	200	200	200
		500	500	500
側塊	d	90	90	180

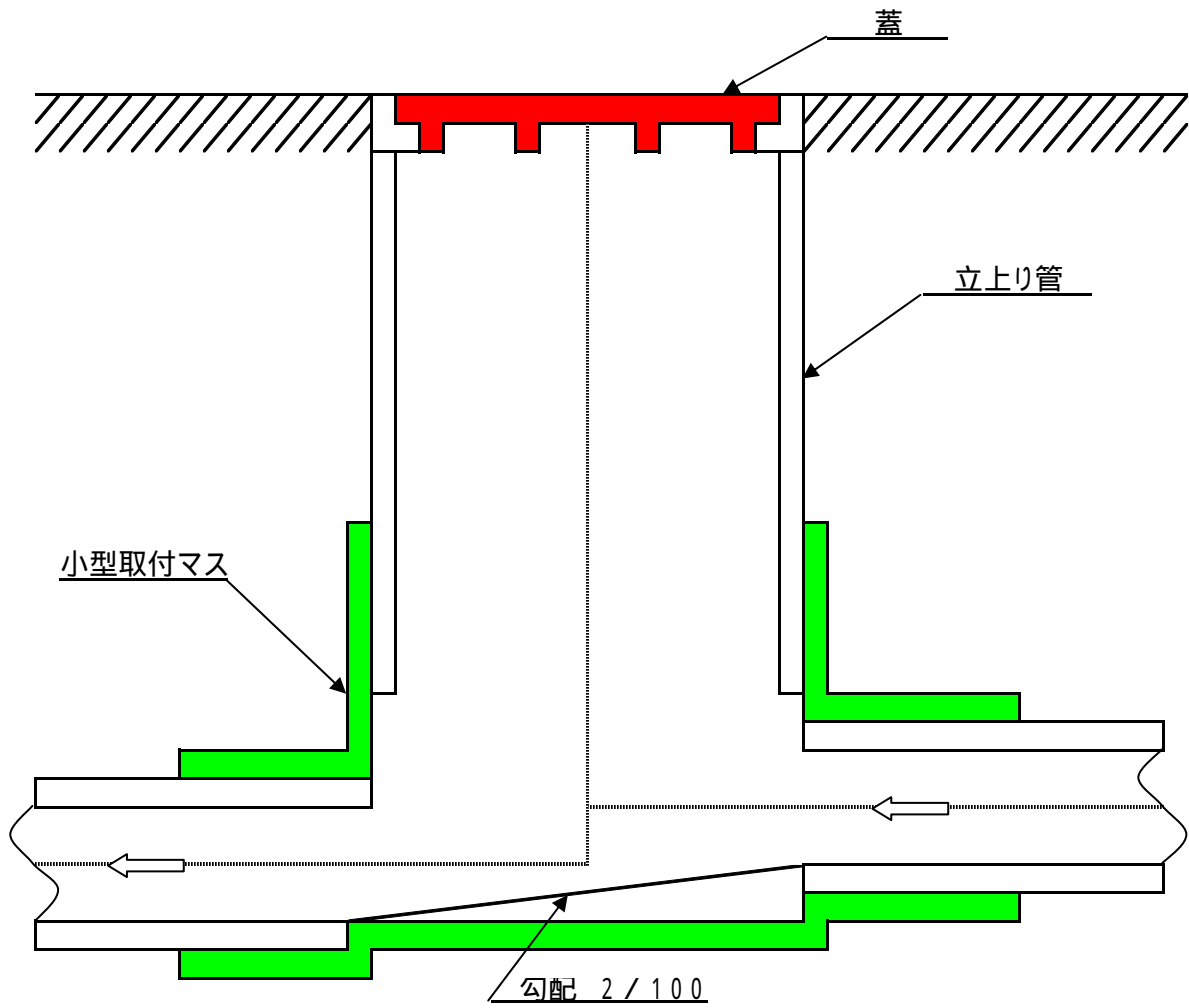
(単位 mm)

# 汚水枡 (ビニール枡)

## 平面図



## 断面図



# 朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針

## 第 1 章 目 的

この指導方針は、朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 定 義

この指導方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 指導要綱第 3 章に定める中高層建築物等をいう。
- (2) 電波障害 建築物等を建築することによって、テレビ電波の受信に障害が生じることをいう。
- (3) 関係住民 建築物等の建築により電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。
- (4) 共同受信施設 電波障害を受ける地域の付近に高性能の受信アンテナを設置し、その受信電波を有線で複数の受信者に伝送する施設をいう。
- (5) 個別受信施設 各受信者の屋上等に設置し、受信アンテナの種類・位置等の変更により、電波障害を改善する施設をいう。

## 第 3 章 事前調査及び市長との事前協議

建築物等を建築しようとするもの（以下「事業主」という。）は、当該建築物の建築により電波障害が生じるおそれがある場合には、あらかじめ電波障害が予想される地域の受信状況及び電波障害発生の予測調査を行い、開発行為許可申請書等を提出する前に市長に対し次に掲げる書類を提出し、協議するものとする。

- ① テレビ電波障害防止に関する誓約書（様式第 1 号） 2 部
- ② テレビ電波障害事前調査報告書（電波障害防止協会等の経験と技術的能力を有する者の技術指導を受けた報告書の写し。ただし、画像写真は不要。） 2 部

## 第 4 章 電波障害に対する処置

- (1) 事業主は、当該建築物等の建築により電波障害が発生し、もしくは発生することが明らかな場合には、事業主の責任においてすみやかに市長及び関係住民と協議し、障害除去対策について計画を策定すること。

- (2) 建築物等の建築期間中は進捗状況に応じて随時障害の予測範囲と周辺を調査し、発生した電波障害について完成までの間応急的防止対策を講じること。
- (3) 建築物等の建設完了後は電波障害の予測範囲と周辺を調査して関係住民と協議して対策範囲を確定し、防止対策をすみやかに講じること。
- (4) 電波障害防止対策の方法は、原則として共同受信施設の設置による方法とする。ただし、個別受信施設の設置により防止できるものは、この限りではない。
- (5) 事業主は、電波障害の防止対策を完了した場合は、すみやかに下記に掲げる書類により市長に報告すること。
  - ① テレビ電波障害防止対策実施報告書（様式第2号）

## 第5章 費用負担

建築物等に起因する電波障害防止対策施設の設置については、事業主の責任と負担で行うものとする。

## 第6章 維持管理

- (1) 共同受信アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに附帯する設備の維持管理については事業主の責任と負担で行うものとする。ただし、事業主の責任において維持管理を行うことが著しく困難又は不適當な事情があり、関係住民の合意がある場合はこの限りではない。
- (2) 家屋軒先に設置される保安器の出力端子からテレビジョン受像機までの屋内配線部分は受信者の責任と負担で行うものとする。
- (3) 個別受信施設の維持管理は受信者の責任と負担で行うものとする。

## 第7章 複数建築物等による障害

複数の建築物等の建築に伴い、電波障害が発生すると予測される場合又は発生した場合は、各事業主が相互に協議し、電波障害の防止対策を講じること。

## 第8章 新設建築物等

電波障害の防止対策を実施した地域に新たな建築物等を建築する事業者は、新たに電波障害の防止に係る費用の全額を負担するものとする。この場合において、既設の共同受信施設を利用するときは、維持管理の方法について、当該施設を維持管理している者と協議するものとする。

## 第 9 章 後住者対策

共同受信施設が設置された後、新たに当該地域に家屋等を建築した住民（以下「後住者」という。）が共同受信施設の利用を希望する場合は、その施設を利用することができる。ただし、利用に要する費用は、後住者が負担するものとする。

## 第 10 章 関係住民の協力

関係住民は、電波障害の防止対策を円滑に推進するため、アンテナの設置、ケーブルの通線、市有地内への支持柱の設置等について積極的に協力するものとする。

## 第 11 章 苦情対応

事業主は、当該建築物に係る電波障害に関する苦情が発生した場合には、誠意をもって対処にあたり解決に努めなければならない。

## テレビ電波障害防止に関する誓約書

建築物等名称		階数	階
建築物等所在地	朝霞市	高さ	m
設計者	住所 氏名 電話 ( )		
施工者	住所 氏名 電話 ( )		
建築物等の概要	用途 (自己使用・分譲・賃貸)	構造・鉄筋コンクリート ・その他 ( )	
	敷地面積 m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>
	着工予定 年 月 日	竣工予定	年 月 日
電波障害対策	調査年月日 年 月 日 既設の共聴設備の有無 (有・無) 障害を受けると思われる建物の棟数 改善方法	・東京局 約 棟 ・浦和局 約 棟 ・共同受信方式 ・個別受信方式	
電波障害に関する苦情の対応者	氏名 住所	電話	
<p>上記の建築物について、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」に基づいて市の指導に従い、関係住民との間に紛争が生じないよう務めるとともに、万一紛争が生じた場合は責任をもって解決にあたり、地域住民の生活環境を保全することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>朝霞市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 事業主 氏名 印</p>			

## テレビ電波障害防止対策実施報告書

年 月 日

朝霞市長

宛

事業主氏名

印

テレビ電波障害防止対策を完了しましたので、朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針に基づき、下記のとおり報告します。

建築物等の概要	名称			用途		
	位置	朝霞市				
	階数			構造		
	敷地面積	m <sup>2</sup>		建築面積	m <sup>2</sup>	
	最高の高さ	m		最高の軒の高さ	m	
工事	着工	年 月 日		竣工	年 月 日	
電波障害関係地域の概要	地域					
	自治会等名	代表者	役職	住所	TEL	

障害防止対策 工事施工者	会社名			
	住所			
	担当者		TEL	
障害防止対策 の実践状況	対策方法	対象自治会等名	対策戸数	維持管理の方法・費用負担
	共同 アンテナ			
	個別 アンテナ			
	その他			
障害防止対策完了年月日		年 月 日		
協定書・覚書等の有無		1. あり      2. なし		
備考				
※ 事後調査の図面・協定書・覚書等の写を添付すること。				

# テレビ電波障害対策を進めるための手順



開発行為等事前審査申請

都市計画課へ申請書提出  
(開発行為等事前審査要領 第1章)

指導要綱第3章に定める中高層建築物等を建設する場合で、テレビ電波の正常な受信に障害が生じ、又は生じるおそれがある場合

「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」に従い必要な処置  
(開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱 第14章)  
おそれがある場合とは、図面その他の客観的な書類等により電波障害が明らかに発生しないことが証明できない場合をいう。

設計書により1/2000程度の住宅地図に平面図を描き、テレビ電波に対するしゃへい図及び反射図を作成し障害の有無を検討する

事前調査の実施  
(朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針(以下「指導方針」という)第3章)  
電波障害防止協会等の経験と技術的能力を有する者の技術指導を受ける。

建築前のテレビ受信状況調査の実施及びテレビ画面の写真撮影

テレビ電波障害防止に関する誓約書(様式第1号)及びテレビ電波障害事前調査報告書の提出

生活環境課に誓約書及びテレビ電波障害事前調査報告書提出  
(指導方針 第3章)  
事前調査報告書は写しを提出する。  
(画像写真は不要)

電波障害を受ける建物が無い場合

苦情有り

苦情無し

電波障害を受ける建物がある場合

完了

市長と協議し障害除去対策の計画策定

(指導方針 第4章(1))

建築物障害改善用予備配管と対策費用の参考積算

関係住民に対策説明

(指導方針 第4章(1))

建築工事開始

鉄骨、足場、コンクリート3階以上立上り受信障害発生

仮設受信アンテナなど応急処置

(指導方針 第4章(2))

建築物ほぼ完成

障害発生程度の確認調査、テレビ画面撮影などを行い建築前の調査データと比較検討

(指導方針 第4章(3))

改善対策の種類・範囲・経費等の検討

関係住民との協議  
対策範囲・対策方法・対策経費確定  
維持管理方法確定

改善対策の実施

建築工事竣工

事業主、関係住民との間で改善対策完了の確認  
施設の所有者と維持管理主体の決定  
協定書、覚書の交換

テレビ電波障害防止対策実施報告書(様式第2号)の提出

(指導方針 第4章(5))

完了